

## 令和元年度 第2回埼玉県少子化対策協議会 資料

- P 1 資料1－1 待機児童対策協議会 活動報告
- P 2 資料1－2 少子化対策協議会子育て支援ワーキング実施状況について（報告）
- P 7 資料2 子供の貧困対策の推進に関する法律関係
- P 36 資料3 SAITAMA 出会いサポートセンター事業
- P 38 資料4－1 地域少子化対策重点推進交付金（内閣府資料）
- P 41 資料4－2 結婚新生活支援事業チラシ①（内閣府作成）
- P 42 資料4－3 結婚新生活支援事業チラシ②（内閣府作成）
- P 43 資料5 多子世帯応援クーポン事業
- P 45 資料6－1 離婚時の養育費の定めの啓発、勧奨についての県の取組
- P 46 資料6－2 「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ & A」  
の活用について（通知）
- P 47 資料6－3 子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ & A（法務省作成）
- P 63 資料6－4 女性弁護士による無料法律相談
- P 65 資料7 学校と連携した放課後児童クラブ運営事例
- P 66 資料8 保育利用支援事業（希望時期入園制度）
- P 67 資料9 埼玉県新卒保育士就職準備金貸付のご案内
- P 69 資料10 病児保育事業について
- P 70 資料11 要保護児童対策地域協議会構成員への参画について（依頼）



## 待機児童対策協議会 活動報告

### 【平成 30 年度】

- 6月8日 第1回待機児童対策協議会
- ・平成30年4月1日現在の保育所等待機児童数について
  - ・待機児童数の分析と今後の対策について
  - ・今後の協議会運営について
  - ・その他（保育士待遇改善、人材確保、小規模保育事業所の連携施設確保）
- 8月28日 第2回待機児童対策協議会
- ・平成31度新規事業案に関する意見交換  
(保育所等における食育の推進、保育士確保対策)
  - ・公定価格の地域区分の見直しに関する意見交換
  - ・その他（小規模保育事業所の連携施設確保）
- 9月18日 第3回待機児童対策協議会
- ・幼児教育・保育無償化について
  - 待機児童対策協議会ワーキンググループ（11市参加）
  - ・広域的な保育士確保対策と地域区分の格差是正について
- 11月8日 第4回待機児童対策協議会（25市参加）
- ・平成30年度、31年度の保育所等整備計画について
  - ・保育士の確保・待遇改善について
  - ・その他（保育士等の優先入所に関する協定、  
地域型保育事業における連携施設に関する経過措置）
- 2月19日 第5回待機児童対策協議会（県内全市町村参加）
- ・幼児教育・保育無償化について
  - ・平成31年度の新規事業について
  - ・潜在保育士等の市町村への情報提供について
  - ・保育士の不足状況調査について
  - ・平成30年度の保育所整備の状況について
  - ・市町村セミナーにおける戸田市と蕨市の取組紹介

### 【平成 31 年度】

- 6月7日 第1回待機児童対策協議会
- ・平成31年4月1日現在の保育所等待機児童数について
  - ・待機児童数の分析と今後の対策について
  - ・今後の協議会運営について
  - ・その他（保育士待遇改善、人材確保）

## 少子化対策協議会子育て支援ワーキング実施状況について（報告）

### 1 テーマ

地域子育て支援拠点の多機能化・機能強化

### 2 開催概要

	第1回	第2回	第3回
開催日	6月12日（水）	7月18日（木）	9月24日（火）
参加市町	13市2町	9市3町	10市1町
検討内容	1 各市町村の取組報告 2 意見交換 ・各市町村の取組や課題の共有 ・利用対象年齢の拡大、関係団体との協働 ほか	1 子供家庭総合支援拠点との連携 2 意見交換 ・気になる家庭への支援 ・拠点が行う訪問支援 ・公立の拠点のあり方 ほか	1 先進事例視察報告 2 意見交換 ・拠点と市の情報共有のあり方 ・利用者支援（基本）とのすみわけ ほか

※9月5日 横浜市視察・9月19日 杉並区視察（詳細は別紙のとおり）

### 3 参加市町

のべ32市6町（令和元年9月末現在）

※ 1回以上参加した市町村 16市4町

川越市 熊谷市 所沢市 春日部市 羽生市 上尾市 越谷市 蕨市 入間市  
 新座市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 日高市 白岡市 伊奈町 毛呂山町  
 寄居町 杉戸町

### 4 今後の展開

参加市町の希望に応じた先進事例視察を継続

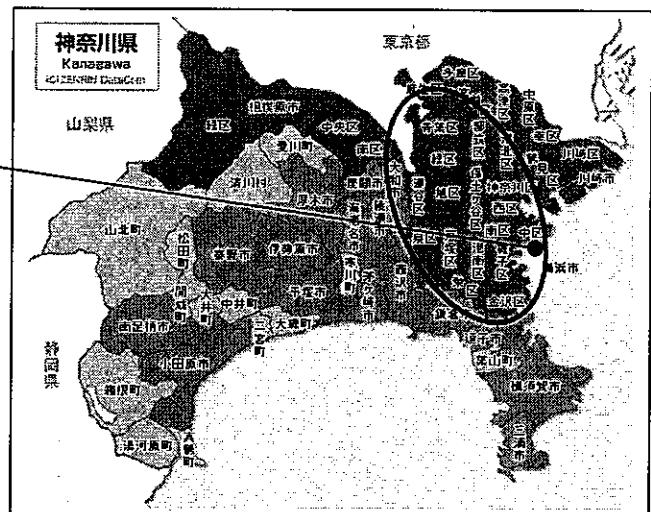
好事例の収集や国との調整を県が行い、ワーキングで参加市町相互が助言し合っていくことで参加市町それが目指す機能付加を実現させることを目指す。

## 1 ファミリー・サポート・センターと連携した多機能化（横浜市）

■訪問先 横浜市こども青少年局子育て支援部  
子育て支援課

視察先 地域子育て支援拠点「のんびりんこ」  
(横浜市中区)

■概要 各区の地域子育て支援拠点に  
ファミリー・サポート・センター  
(=子育てサポートシステム) の  
事務所を設置し、両事業の連携を  
図りながら多機能化を展開。



### ■横浜市における地域子育て支援拠点事業の概要

#### ・各区の地域子育て支援拠点の7機能

- ①交流、②相談、③情報提供・収集、
- ④利用者支援事業（子育て支援パートナー）、⑤地域のネットワーク機能、
- ⑥人材育成機能、⑦ファミリーサポート（子育てサポートシステム）

・拠点内にファミリー・サポート・センターの事務所を設置し、提供会員等とのマッチング、拠点内でのお試し預かり等を支援（コーディネーター配置に加算利用）

### ■横浜市が考える地域子育て支援拠点のありかた

- 「地域づくり」を基本理念に、ネットワーク機能やアウトリーチによる、地域での居場所づくりやネットワークづくり、担い手創出等に力を入れている。
  - 次の担い手の創出・育成、親へのエンパワーメントの効果
  - 拠点利用者は地域への愛着・地域に対するプラスイメージが強い。  
(アンケート結果より)
  - 拠点から離れた地域へ出向いて開催したり、公園で開催したりすることで拠点に来ない人へのアプローチが可能。
- 事業を委託しても、市と受託事業者が協働する関係を維持。常時市と連携を取って事業を進めている。

### ■拠点におけるファミリー・サポート・センター事業実施事例（中区のんびりんこ視察）

#### (1) マッチング

拠点にコーディネーターが常駐し、利用希望者とのマッチングを実施

#### (2) 研修

ファミリー・サポートを含め、拠点でのボランティアに関する説明会を実施。

保育ボランティア希望者も研修の一環で拠点でこどもと触れ合う体験をする。

### (3) 預かり

提供会員が利用会員の児童を連れて拠点を訪問し、拠点で遊んで過ごす。

(1日2～3組程度)

### (4) お試し預かり

平日年3回程度のお試し預かり会（1人2時間）を実施。

ファミリー・サポートを利用してみたい人が体験できる。当日の提供会員は経験が浅い会員や休眠会員に参加を働きかけている。自宅でないこと、サポートしてくれる拠点職員がいることから提供会員も不安なく預かりができる。

また利用者も拠点での預かりのため安心して預けられる。

コーディネーターも支援の様子を観察することで提供会員の特性を把握できることから、マッチングの参考に出来る。

### (5) 運営体制

【職員】拠点にコーディネーターを配置（常勤1人、非常勤2人）

申込受付やマッチング、預かり前の会員同士の顔合わせへの同席等

【場所】拠点のスペースを活用（専用の場所はない）

#### 【訪問した市町村の意見等】

- 横浜市では、市がやってほしいことだけやる、拠点がやりたいことだけやるというのではなく、地元の団体や多くの人が協働しているのがよかった。本市でも多くの人をつなげていけたらいいと思う。
- 横浜市は地域とのつながりを大切にしていた。子育て世代包括支援センターでも「妊娠期からの支援」と言っているが、横浜では拠点やファミサポの利用から地域のつながりにつなげている。一例として、ファミサポを利用していた子供が大きくなって提供会員さんの家に遊びに行くと聞き、そのような幅広い支援ができるといいなと思った。
- ファミサポ向けの研修が充実している。マッチングのために行っている傾聴研修は拠点職員向にやってみたい。
- 拠点を利用した預かりは会員確保につながると思うので市でもやってみたい。

## 2 拠点における預かり（ひととき保育・杉並区）

■訪問先 「ひととき保育宮前」（杉並区宮前5-24-1）

■概要 地域子育て支援拠点による一時預かり事業の実施  
ひととき保育実施施設10か所

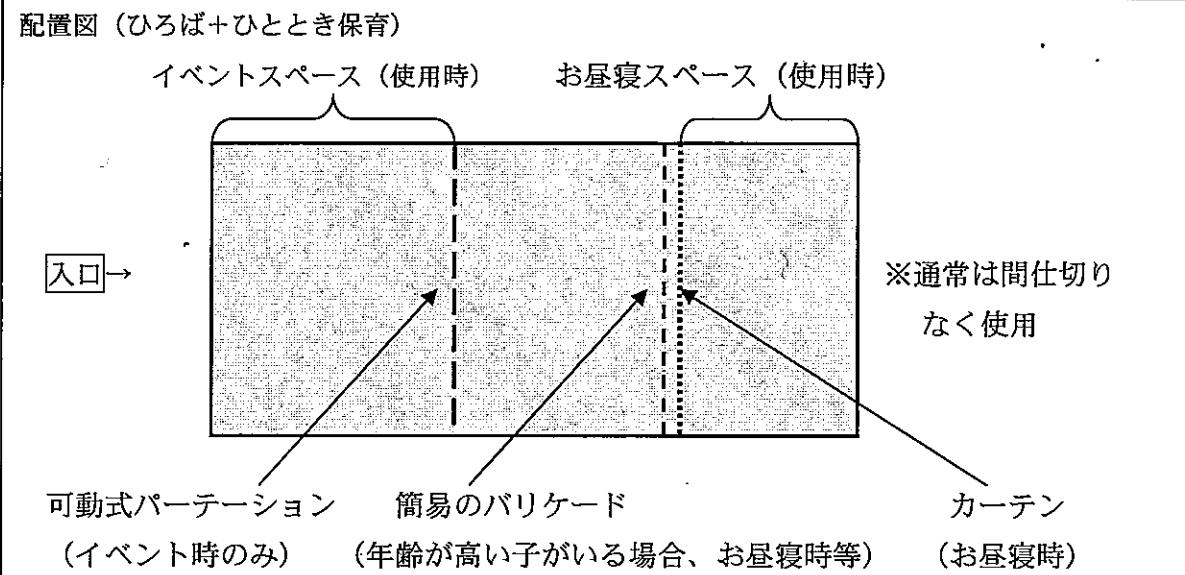
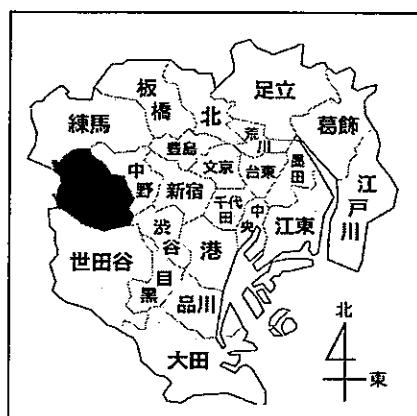
※うち4か所がつどいの広場内で実施

※利用目的は上の子の習い事や行事、保護者の  
通院、保育園入園に向け預かりに慣らしたい  
など。理由は問わない。

※ひろば（月～金）、預かり（月～日）に実施

### ■ひととき保育の概要

#### （1）運営体制



※保育スペースとひろばスペースに仕切りはない。ひろば利用の児童と預かりの児童が一緒に遊べるようスタッフが働きかけることもある。

※預かりは月齢6か月以上

※1日の定員は最大9名だが、0歳児や初めての児童がいる場合は減じる。  
0歳児は同時に2人預からない、初めての子と0歳児は同時に預からないなどのルールもある。

※事前に子供同伴で登録面談（予約制）で説明を受け、登録を行うことが要件

※安全管理のため、利用ごとに問診票の提出を求めている。

- ・基本情報（氏名、月齢、平熱、持病・アレルギー等）
- ・当日の体温、体調、ミルク・排便、就寝・起床時間、食事時間・内容、お迎え者、配慮事項、靴のサイズ・形・色

【訪問した市町村の意見等】

- 実際に見てみると、スペースややり方など「これでいいんだな」と感じた。
- 毎日預かる子供が変わるので、児童とスタッフのコーディネート力が求められるが、保護者の「この日、この時間に預かってほしい」というニーズに応える方法としては理想的と思う。
- 抱点で行う場合は、1日100人近い利用者があるようなところより、こぢんまりしたところの方が向いていると思う。
- 抱点利用者のニーズの変化を目の当たりにし、少しずつやり方を変えていく必要性を感じているので、ぜひやってみたい。

# 資料 2

少子化対策協議会会議資料（子供の貧困対策の推進に関する法律関係）

令和元年10月28日

1 改正子どもの貧困対策の推進に関する法律について（抜粋）

資料 1

2 子供の貧困対策に関する大綱の見直し状況について（抜粋）

資料 2

3 令和2年度概算要求について

資料 3

・内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(子どもの貧困対策担当付)

※ 令和元年9月3日付 子供の貧困対策主管課長会議資料から抜粋

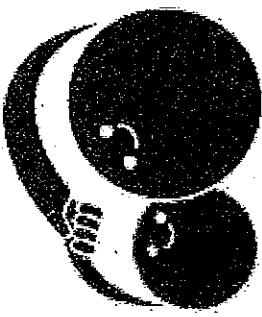
資料全体は、少子化対策協議会終了後、県内市町村の子供の貧困対策担当課あてに電子メールでお送りします。



内閣府  
Cabinet Office, Government of Japan

資料 1

# 改正子どもへの貧困対策の推進に関する法律について



子供の未来は日本の未来

令和元年9月4日

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（子どもの貧困対策担当）付

# 政府における子供の貧困対策

施策の拡充に向けた取組

12月 「すべての子ども安心と希望の実現サポート・プロジェクト」  
(すくすくサポート・プロジェクト)  
・ひとり親家庭の支援の充実  
・自治体の窓口のワンストップ化の推進  
・児童扶養手当の第2子・第3子加算の増額など

## 子供の貧困対策に関する大綱

具体的施策の展開

6月 「新しい経済政策  
「ニッポン一億総活躍プラン」  
・ロードマップ策定  
・給付型奨学金の拡充など

- <教育の支援>
  - 幼児教育の段階的無償化
  - 給付型奨学金の拡充
  - 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策
  - 生活困窮世帯の子どもへの学習支援
- <保護者に対する就労の支援>
  - ひとり親家庭の親の就業等支援
  - 自治体における、ひとり親家庭の相談窓口のワンストップ化

施策の円滑な実施のための取組(内閣)

8月 改正子ども・貧困対策の推進に関する法律成立(公布)6月

・教育の支援  
・生活の支援  
・保険者に対する  
・地方の文部  
・経済的支援

25の指標

自治体の取組支援 当初予算化

創設 2月

## 改正子ども・貧困対策の推進に関する法律

成立(公布)6月

第1回 支援決定

第2回 支援決定

第3回 支援決定

第4回 支援決定

第5回 支援決定

第6回 支援決定

第7回 支援決定

第8回 支援決定

第9回 支援決定

第10回 支援決定

第11回 支援決定

第12回 支援決定

第13回 支援決定

第14回 支援決定

第15回 支援決定

第16回 支援決定

第17回 支援決定

第18回 支援決定

第19回 支援決定

第20回 支援決定

第21回 支援決定

第22回 支援決定

第23回 支援決定

第24回 支援決定

第25回 支援決定

第26回 支援決定

第27回 支援決定

第28回 支援決定

第29回 支援決定

第30回 支援決定

第31回 支援決定

第32回 支援決定

第33回 支援決定

第34回 支援決定

第35回 支援決定

第36回 支援決定

第37回 支援決定

第38回 支援決定

第39回 支援決定

第40回 支援決定

第41回 支援決定

第42回 支援決定

第43回 支援決定

第44回 支援決定

# 子どもの貧困対策の推進に関する法律

(平成25年6月26日法律第64号)  
(令和元年6月19日公布(令和元年法律第41号)改正)

## 目的・基本理念

子どもの現在及び将来がその生まれ育つた環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困対策を総合的に推進する。

## 基本理念

- ・社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されること
- ・子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずること
- ・背景に様々な社会的な要因があることを踏まえること
- ・国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行うこと

## 子どもの貧困対策を総合的に推進する枠組み

### 国

- ・子どもの貧困対策を総合的に策定、実施
- ・子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において「子供の貧困対策に関する大綱（閣議決定）」を策定  
※子どもや保護者等関係者の意見を反映させるための措置を講ずる



### 都道府県

- ・地域の状況に応じた施策の策定、実施
- ・都道府県計画策定 ※努力義務、大綱を勘案
- ・市町村計画策定 ※努力義務、大綱及び都道府県計画を勘案

### 市町村

- ・地域の状況に応じた施策の策定、実施
- ・市町村計画策定 ※努力義務、大綱の支援

《附則第2項》  
政府は、この法律の施行後5年を目途として…必要であると認めるとときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 大綱記載事項

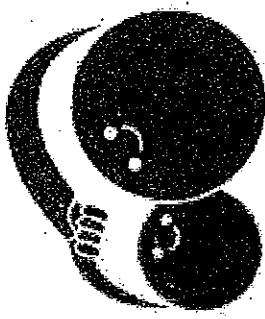
基本的な方針	子どもの貧困に関する指標 子どもの貧困率、二人親世帯の高齢者等進学率等	教育の支援 生活の安定に資するための支援
教育の支援 生活の安定に資するための支援	保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 経済的支援	就労の支援
調査及び研究	検証及び評価その他の施策の推進体制	



内閣府  
Cabinet Office, Government of Japan

資料 2

# 子供の貧困対策に関する大綱の見直しについて



子供の未来は日本の未来

令和元年9月4日

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(子どもの貧困対策担当)付

# 子供の貧困対策に関する大綱の見直しに向けた 会議

平成30年11月27日 子どもの貧困対策に関する大綱の見直しに向けた会議（会長：内閣総理大臣）  
・令和元年度中と、子供の貧困対策に関する有識者会議において、新大綱の案の作成に向け意見を聴取するなどを決定  
・子供の貧困対策に関する有識者会議

第9回 子供の貧困対策に関する大綱の見直しに向けた会議（会長：内閣総理大臣）	平成30年12月3日	（会員登録の確認）
第10回 令和元年春の子供の貧困対策に関する会議（会長：内閣総理大臣）	平成31年1月29日	（会員登録の確認）
第11回 令和元年春の子供の貧困対策に関する会議（会長：内閣総理大臣）	平成31年3月15日	（会員登録の確認）
第12回 令和元年春の子供の貧困対策に関する会議（会長：内閣総理大臣）	令和元年5月13日	（会員登録の確認）
第13回 令和元年夏の子供の貧困対策に関する会議（会長：内閣総理大臣）	令和元年6月25日	（会員登録の確認）
第14回 令和元年夏の子供の貧困対策に関する会議（会長：内閣総理大臣）	令和元年7月29日	（会員登録の確認）

子供の貧困対策に関する有識者会議

令和元年8月7日 子供の貧困対策に関する有識者会議提言

令和元年度中 子どもの貧困対策会議において新大綱の案を作成

## 今後の子供の貧困対策の在り方について（概要）

### 1. 基本的な方針

#### （1）現大綱に基づく主な取組・進捗等

- ・ 現大綱に基づき、様々な取組が進んだこと、子供の貧困率を始めとする多くの指標で改善が見られたこと、子供の貧困に対する社会の認知が進んだこと等について評価。
- ・ 一方で、現場にはなお支援を必要とする子供やその家族が多く存在。また、地域間の取組の格差が拡大してきたとの指摘もある。
- ・ 子どもの貧困対策推進法の改正も踏まえ、現在から将来にわたる子供の貧困の解消に向け、これまで以上に効果的な取組を進めていく必要。

#### （2）新大綱に向けた施策の方向性

子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、地域や社会全体で課題を解決するという基本的な方針の下、以下の3つの視点を踏まえて次期大綱に盛り込む事項を検討。

##### ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援

- ・ 親の妊娠・出産期や子供の乳幼児期における早期の課題把握から、学校教育段階、卒業して社会的自立が確立されるまでの継続的な視点での支援体制の構築
- ・ 子供のライフステージに応じて切れ目なく支援を講じるために必要な情報の共有、連携の促進

##### ② 地方公共団体による取組の充実

- ・ 生まれた地域によって子供の将来が異なることのないよう、地方公共団体による計画策定や取組の充実促進
- ・ 特に市町村において、個別の子供の情報を活用した効果的な支援へのつなぎ

##### ③ 支援が届かない、又は届きにくい子供・家族への支援

- ・ 声を上げられない子供たちを早期に発見し手を打つための様々な把握のツールの準備
- ・ 困窮度が高いふたり親世帯等、困窮層は多様であることに留意した支援

#### （3）「子供の貧困」に対する社会の理解の促進

国、地方公共団体、民間の企業や団体、地域住民等が主体的に支援に参画できる環境の整備が必要。

### 2. 子供の貧困対策に関する取組の方向性

#### （1）教育の支援

- ・ スクールソーシャルワーカー等が中核となって地域福祉等との多様な連携を生み出していくなど、学校を地域に開かれたプラットフォームとする。
- ・ 高校中退の決断をする以前からの学習・生活面での支援をしっかりと行うとともに、高校中退後の学習相談及び学習支援等による継続的なサポートを可能にする。
- ・ 子供の選択肢を増やす高等教育の修学支援新制度を確実に実施する。

## (2) 生活の安定に資するための支援

- ・ 親の妊娠・出産期から相談に乗り、保護者を生活や就労等の各種の支援へつなげるとともに、妊婦健診等を通じ、困難や悩みを抱える女性の早期の把握に努める。
- ・ 様々な事情を抱える子供たちが安心して過ごせる居場所を安定的に作っていく。
- ・ 児童養護施設を退所した子供等が退学や離職をした場合の相談体制等の整備が必要。

## (3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- ・ 単に職を得るにとどまらず、所得の増大に資するとともに、仕事と両立して安心して子供を育てられる適切な労働環境を確保。
- ・ 家計の安定のため、単発の就労支援だけではなく、様々な支援を組み合わせる。
- ・ ひとり親に対し、安心して働く職場環境の整備等の就労支援を行うとともに、低所得で生活が困難な状態にあるふたり親世帯についても、ひとり親家庭と同様に就労支援をする。

## (4) 経済的支援

- ・ 児童扶養手当、児童手当等について、対象者の範囲や金額が充分なものであるか、直接給付の有効性等も加味しながら検討する必要があるとの指摘もある。
- ・ ひとり親家庭については、養育費の安定的な確保のための支援を行う。
- ・ 家庭の教育費負担を実質的に減らす方策として、就学援助や給付型奨学金等が必要な世帯に漏れなく活用されるよう周知を図る。
- ・ 金銭面だけでなく、様々な支援を組み合わせて効果を高める。

## (5) 子供の貧困に関する指標

- ・ 別添の指標を設け、子供の貧困に関する改善状況を把握。

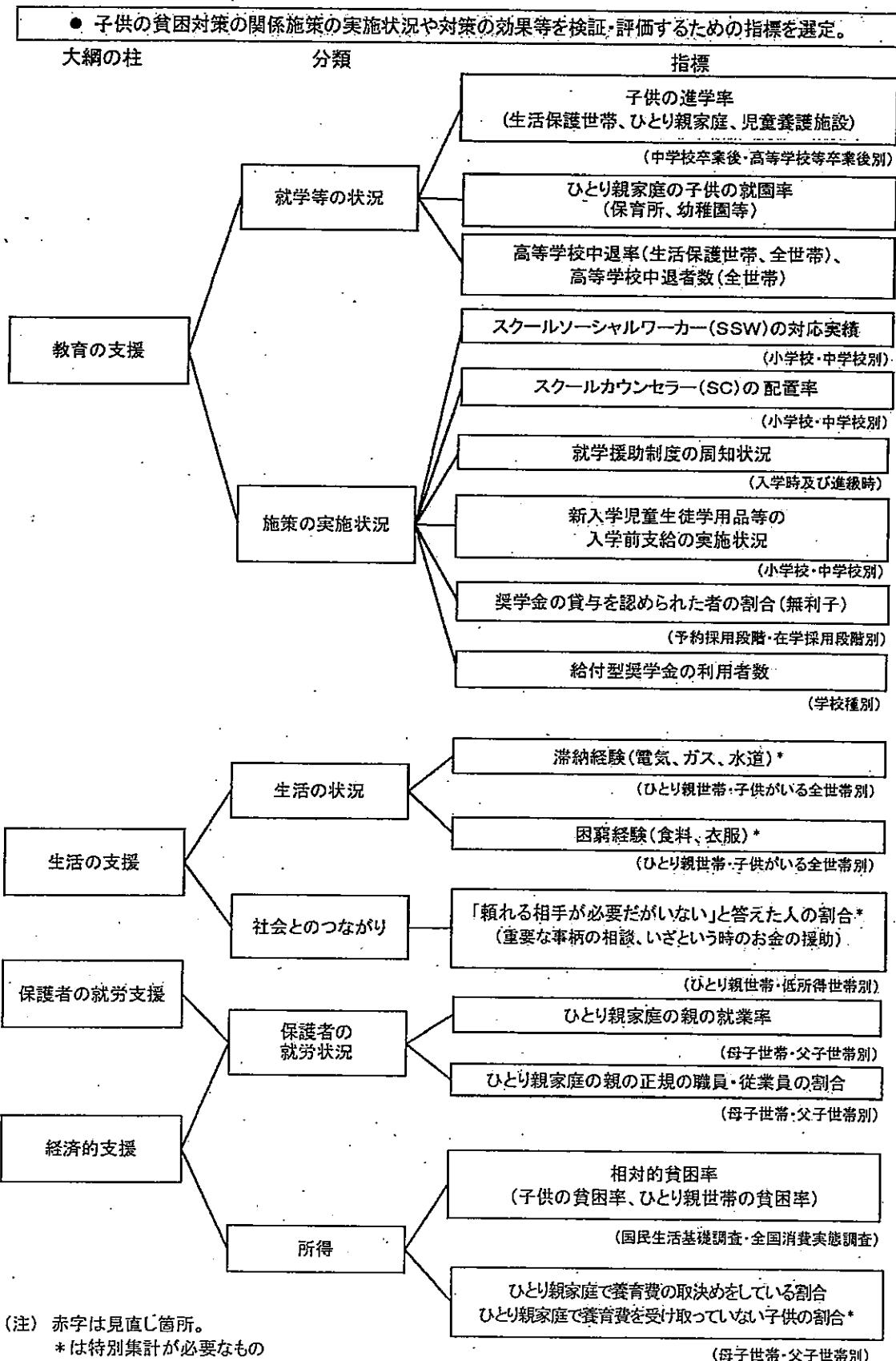
## (6) 調査研究、施策の推進体制等

- ・ 地方公共団体が実施する子供の貧困に関する実態調査を、全国的に実施。
- ・ 特に企業に対し積極的な参画を促し、行政、地域、NPO等の民間団体、企業等国全体で子供を応援する雰囲気を作っていく。
- ・ 子どもの貧困対策会議の下、施策の実施状況等について、定期的に検証・評価を行う。

以 上

(別添)

## 子供の貧困に関する指標

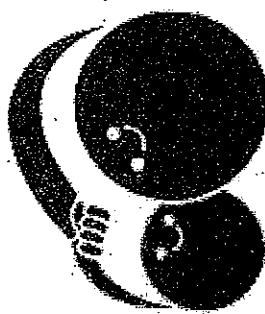




内閣府  
Cabinet Office, Government of Japan

資料 3

# 令和2年度概算要求について



子供の未来は日本の未来

令和元年9月4日

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（子どもの貧困対策担当）付

## 子供の貧困対策調査研究等経費（内閣府政策統括官（共生社会政策担当））

令和2年度概算要求額 〇. 5億円【うち優先課題推進枠〇. 4億円】  
(令和元年度予算額 〇. 2億円)

### 事業概要・目的

○目的 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成26年1月施行、令和元年6月改正）では、「国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標にに関する研究その他子どもの貧困に関する調査及び研究その他必要な施策を講ずるものとする。」（第14条）とされています。また、同法改正時（参・内閣委で附帯決議では「子どもの貧困に関する調査が全国的に実施されるよう努めること」とされました。また、法に基づいて策定する「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月閣議決定、令和元年度中に改定予定）においても、調査研究については記載事項として法定されていることから、子供の貧困対策に資する必要な調査研究等を行います。

### ○事業概要

子供の貧困対策に関する指標に関する研究として、貧困の子供・世帯の実態の把握のため、必要となる調査研究を行うほか、地域における施策推進のための検討の助けとなる調査研究を行います。

### 事業イメージ・具体例

子どもの貧困対策会議（法定）の下で開催される「子供の貧困対策に関する有識者会議」と連携し、以下の調査研究を実施します。

- (1) 子供の貧困に関する指標に関する研究として、通常の調査では捕捉しにくくい貧困状態の子供やその家庭の実態、意識等の把握のための調査研究を行います。
- (2) 地域における子供の貧困対策の推進のための研究として、子供の貧困対策に関わる自治体、各種団体、地域住民による支援の在り方や、地域のネットワークづくりに向けた諸課題の把握のための調査研究を行います。
- (3) 令和2年度は、令和元年度に実施する調査研究（これまでの自治体における調査結果の整理と共通調査項目の検討）の結果を踏まえ、子供や家庭の意識に関する全国的な調査を行います。

### 期待される効果

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」における調査・研究実施の要請に応えるとともに、「子供の貧困対策に関する大綱」の推進において必要となる、指標の改訂や地域における施策の実施による支援のあり方の検討など基礎資料となることになります。

資金の流れ  
国 → 委嘱謝金

民間事業者

# 子供の貧困に関する調査研究の実施について

参考

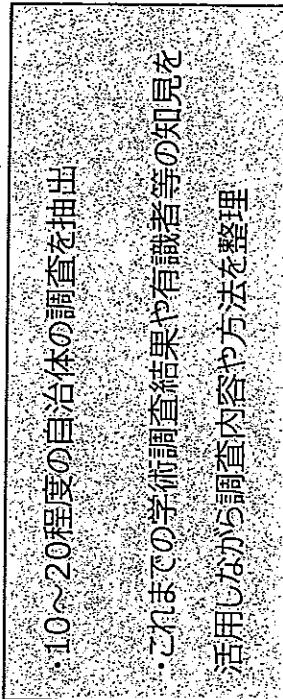
## 令和元年 6月 子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正（議員立法）

- ・国及び地方公共団体は、…子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。（法14条。法改正により下線部を追加）
- ・市町村計画を策定する市町村に過重な負担が生じることのないよう、当該市町村に対し、必要な学術的又は財政的支援その他の援助を行ふよう努めること。（衆議院決議、参附帯決議）
- ・子どもの貧困に関する調査が全国的に実施されることを努めること。（衆議院決議、参附帯決議）

## 令和元年度の調査研究方針

＜各地方公共団体の実態調査＞

- ・A県の調査
- ・B市の調査
- ・C町の調査
- ⋮



## 令和2年度以降の調査研究方針（案）

- ・内閣府において全国ベースで子供の貧困に関する実態調査、分析を行う（検討中）

※「地域子供の未来応援交付金」を活用いただき、自治体単位でも調査を実施することは可能

# 地域子供の未来応援交付金（子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業）

（内閣府政策統括官（共生社会政策担当））

令和2年度概算要求額 4.6億円  
（うち優先課題推進枠3.4億円）  
(令和元年度予算額 1.5億円)

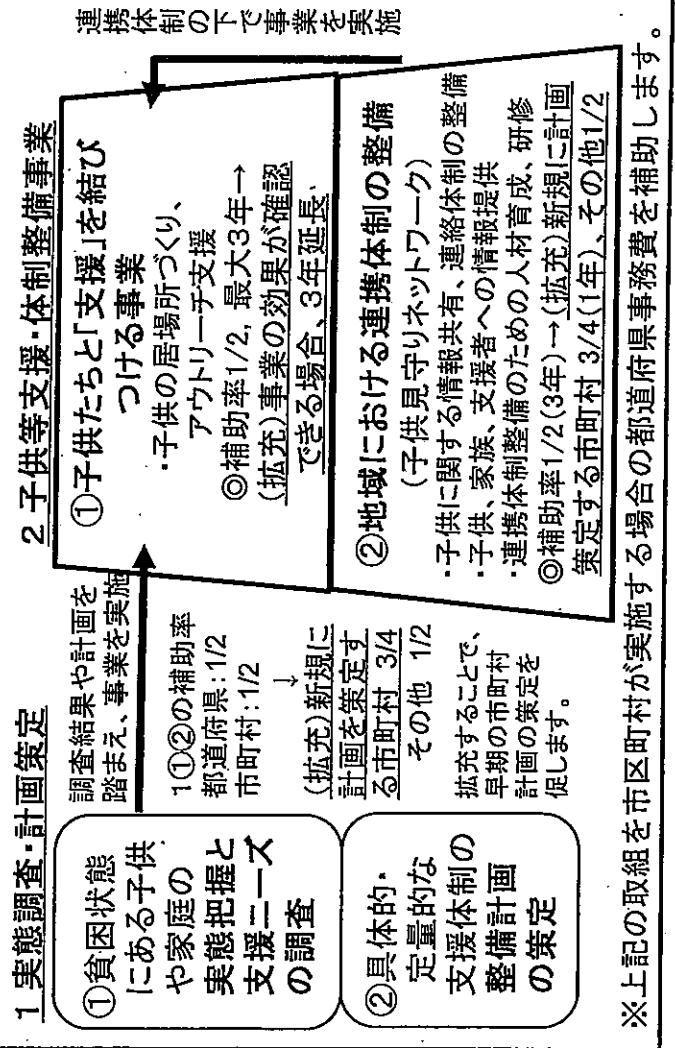
## 事業概要・目的

○事業の目的  
「子どもたちの貧困対策法」が令和元年度に改正され、「子供の貧困対策大綱」も同年度に改定予定であることを踏まえ、地方や自治体が中心となることと複合的な困難を抱える子供や家庭に対し、確実に行なう必要があります。このため、地域における多様かつ複合的な支援を整備（地域ネットワーク形成）する総合的な見守り体制を実現し、子供たちとともに、地域の実情に応じて、子供たちを中心とする地方自治体を支援します。

## 事業イメージ・具体例

○事業イメージ  
子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業として、各地方自治体による以下の取組みを支援します。

## 1 実態調査・計画策定



## 資金の流れ

○事業の概要  
子供の貧困に係る地域の実情を把握するための実態調査、調査結果を踏まえた具体的な支援のための計画策定を支援します。特に、「子どもたちの貧困対策法」が改正され、市町村による計画策定が義務化されたことから（今まででは都道府県のみ）、市町村による取組を促します。また、策定した計画に基づき、自治体内部、関係行政機関やNPO等の民間団体が連携し、地域における総合的な見守り体制を整備するとともに、子供たちと支援を結びつける事業を実施するための取組を支援します。

補助

都道府県  
市区町村

○地域における総合的な支援体制を確立するとともに、地域の実情に応じて、子供たちと具体的な支援を結びつける事業を促進し、各種施策を組み合わせることで創意工夫を凝らし、具体的な子供の貧困対策が講じられることが期待され、新しい「子供の貧困対策大綱」に基づく子供の貧困対策に係る政府の政策パッケージの実効性も高められます。

## 期待される効果

# 地域子供の未来応援交付金の概要

(令和元年度予算 1. 5億円、平成30年度補正予算 2. 5億円)

多様かつ複合的な困難性を抱える子供程に対する支援策を実施する複合的地域支援システム構築

内閣府

地方自治体

## ○実態調査・資源量の把握

(補助率:1/2  
補助基準額:300万円)

- ・貧困の状況にある子供等の実態把握と支援ニーズの調査
- ・支援ニーズに応えるため、地域において現存する資源量及び今後必要となる資源量の把握

## ○支援体制の整備計画策定

(補助率:1/2  
補助基準額:300万円)

- ※上記2事業を別々に実施する際でも補助基準額は、合計で300万円までとする。

## ○子供たちと「支援」を結びつける事業・連携体制の整備

(補助率:1/2  
補助基準額:最高1,500万※1)  
・子供たちと「支援」を結びつける事業の立ち上げ実施をする過程を通して、関係機関等による連携を深化し、地域における総合的な取組体制を確立

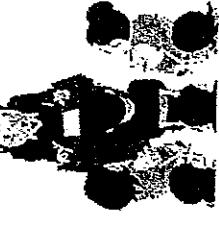
(事業例)

- ・コーディネーター事業(アウトリーチ支援等)
- ・学習支援等の居場所づくり(サポート)事業
- ・貧困の状況にある子供支援マッチング事業

※1都道府県が全域圏で事業実施する場合

## ○地域ネットワーク形成研修事業

(補助率:1/2  
補助基準額:最高300万円)  
・都道府県及び市町村の子供の貧困対策担当行政機関、子供の貧困等に對する支援活動従事者のための研修の実施



※ 本交付金は自治体の取組を支援するものですが、自治体を通じてNPO等の活動を支援することも可能です。

- ・NPOの代表者等が連携体制整備の核となるコーディネーターとして活動する際の人件費
- ・子供等支援事業の実施をNPO等に委託する際の事業費



## 「地域子供の未来応援交付金」の活用事例

## ○実態調査・資源量の把握

調査票の設計、調査結果のデータ入力、分析等を行う品販員の賃金（給与・手当）、保険料、消耗品費（文房具・コピー用紙等）、旅費（見取料に係る旅費）、印刷費（見取用・返信用）、電話料、有価証券の取扱い手数料、回収料、印刷費、書類の郵送料、報告料等。

## ○支援体制の整備計画策定

○子供たちが「支援」を結びつける事業、運営体制の整備

## ○地域ネットワーク形成研修事業

研修会講師との連絡・調整や事前の準備・当日の運営等の事務を行う臨時職員の賃金、保険料、消耗品費(文房具・コピー用紙・トナー等)  
研修会講師の旅費・謝金  
開催通知、開催チラシ、研修資料、開催報告書の印刷費  
開催通知等の郵送費  
研修会の会場借料  
研修会開催に係る会議費、消耗品費(名札等)

地方自治体の直轄実施だけでなく、事業を委託(全部又は一部)する場合の「委託費」としても活用が可能

# 地域子供の未来応援交付金

## ① 「連携体制整備」において実施可能な事業例

- 地域ネットワークづくり、地域人材の育成
  - ・NPO、地域企業、行政機関等のネットワーク・団体運営の勉強会・講演会等<相模原市（H30.R1年度）>
  - ・NPO等に対する子供支援活動のノウハウのアドバイス等のための必要な人員の配置
- 地域ネットワークづくり、横浜市（H29.30.R1年度）
  - ・高知県や企業等との交流、フサイネーネーム（携帯用ホームページ）の開発<広島県（R1年度）>
  - ・支援団体や企業提供者、食材受入者、食材登録（食材登録）のためのシステム（システム等）の活用
- 子供に関する情報・データの共有体制の整備
  - ・所得、課税等情報や就学援助、福祉面での支援、学力等に関する個別の子供の情報を連携・共有するためのデータベースを構築<大阪府箕面市（市単独事業）（H30.R1年度）>
  - ・見守りが必要な子供を把握・共有するためのデータベースを構築<大阪市（H30.R1年度）>
- 子供に関する情報提供・横浜市（H29.30.R1年度）
  - ・家族、支援者への情報提供
  - ・HPやSNS、印刷物等による子どもや家族への支援情報の提供
  - ・支援者に対するネットワークづくり
- 子供と支援をつなぐ相談支援員の配置<佐賀県武雄市（H29年後）>
- 子供支援への参加促進
  - ・地域企業、民間団体、市町村、協議会等向けの啓発イベント<徳島県（R1年度）>

②「子供たちと「支援」を結びつける事業」において実施可能な事業例

- 子供や家族の居場所つくり  
・食事提供を中心とした居場所と、遊び場所での放課後の学習支援を実施する「フレンド・パートナント」を運営する「佐賀県青少年育成センター」が、H29年度より香川県宇多津町（H29,30,R1年度）>>実施した「家庭等のための食事・生活用品の提供事業」（H30年度）>>は、H30年度より山口県周南市（H30年度）>>へ移行する。  
○食事・生活用品の提供支援  
・子供や家族の居場所つくり（H29,30,R1年度）>>では、主に「自立型支援」と「リーチ型支援」を行っている。  
・自立型支援は、子供や家族へのアドバイスと派遣食事作成支援、家庭への生息者支援である。  
・リーチ型支援は、子供や家庭の子供の虐待や家庭暴力に対する対応である。  
○貧困家庭の子供  
・貧困家庭の子供や家庭の子供の虐待や家庭暴力に対する対応である。

※ 地域子供の未来応援交付金の過去(第1回～第18回)の事業概要については、内閣府ホームページに掲載してあるので、こちらも参考にしてください。

<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/torikumi/koufukin/index.html>

## 子供の貧困対策に係る地方連携支援事業（内閣府政策統括官（共生社会政策担当））

令和2年度概算要求額 〇. 1 億円  
(令和元年度予算額 〇. 〇4億円)

### 事業概要・目的

- 事業の目的  
令和元年6月に「子供の貧困対策の推進に関する法律」(議員立法、全会一致)が改正され、これまで都道府県を対象としてきた「子供の貧困対策にについての計画」の策定に係る努力義務が市町村に拡大されました。国会における委員会決議でも基礎自治体への支援は求められており、こうした状況を踏まえ、特に基礎自治体に対して地域の実情に即しく必要があります。
- 事業の概要  
子供の貧困対策を推進するため、特に地方自治体のための研修等を行います。

### 事業イメージ・具体例

- 取組や計画策定を支援する研修会を全国各地で開催  
地方自治体に対する子供の貧困対策の推進を図るために、自治体間の顔の見える交流機会を確保するとともに、先駆的事例を横展開することで他の地域への波及を促進するため、全国10ブロックで研修会を開催します。
- 内容
  - ・行政説明（国及び都道府県）
  - ・先進市町村から取組説明
  - ・草の根で支援を行うNPO等の取組・課題の説明
  - ・企業の取組の説明
  - ・関係者間の交流の実施など

### 資金の流れ

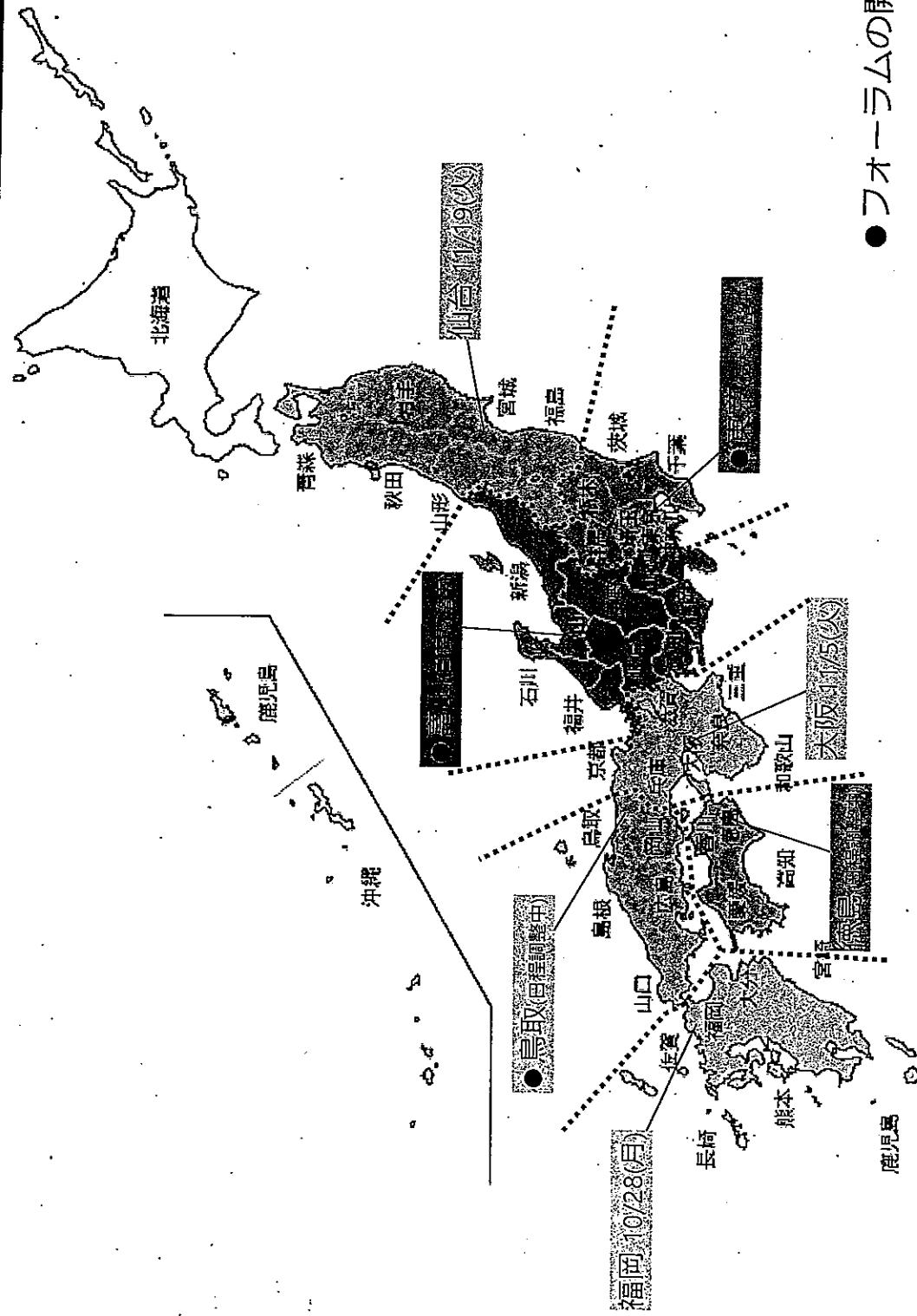


### 期待される効果

- 地域における取組や計画を支援することにより、改正の趣旨に応えるとともに、国、地方自治体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築するという大綱で定められた国民運動の発展が図られます。

# 市町村向け説明会の実施につきまして

本年10月より、ブロック毎に市町村向け説明会を開催します。  
是非、お近くの会場まで足をお運びください。



- フォーラムの開催場所で同日実施

※東京会場で大人数収容可能な会場を確保します。  
沖縄・北海道の皆様には、東京会場にお越しいただくことを想定しております。

# 官公連携プロジェクト・国民運動の展開

(内閣府政策統括官（共生社会政策担当）)

令和2年度概算要求額  
1. 2億円  
(令和元年度予算額 1. 2億円)

## 事業概要・目的

○事業の目的  
生まれ育った環境に關わらず、全ての子供たちが、  
自らの可能性を信じて、将来の夢に挑戦できる社会の  
実現を目指し、「子供の貧困対策に關する大綱」（平  
成26年8月閣議決定）において、「国、地方公共団体、  
民間の企業・団体等のネットワークを構築し、「官公民  
の連携・協働プロジェクトを推進する。」、「国民の  
幅広い理解と協力の下に子供の貧困対策を国・民運動と  
して展開する。」こととされています。平成27年4月に  
は、関係各界が一堂に会し、「子供の未来応援基金」を  
発起人集会を開催し、同年10月より子供の  
未来応援基金を含む各種事業を開始しました。

○事業の概要  
発起人集会で採択された趣意書等に基づき、官公  
の連携・協働プロジェクトを推進するとともに、子供  
の貧困の現状や官公の取組について積極的に情報發  
信し、国民運動への理解・参画を促進します。

資金の流れ

委嘱謝金

国

## 事業イメージ・具体例

### 1 趣意書に掲げられている事業の例

- ①国民への広報・啓発活動、地域における交流・連携事業の展開
- ②支援活動と支援ニーズのマッチング事業
- ③優れた応援事例の収集・情報提供・顕彰
- ④支援情報の一元的な集約・提供
- ⑤民間資金を核とする基金創設

### 2 事業内容

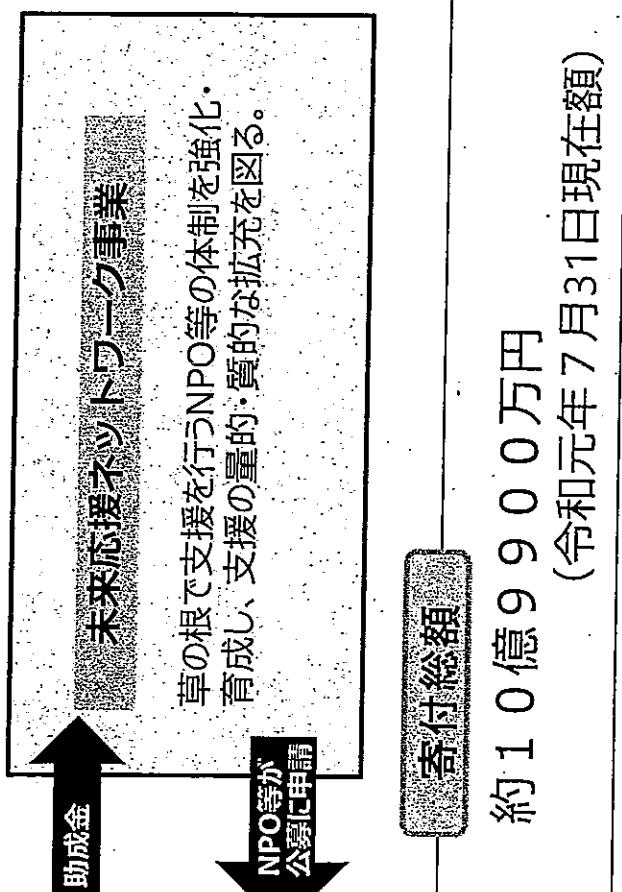
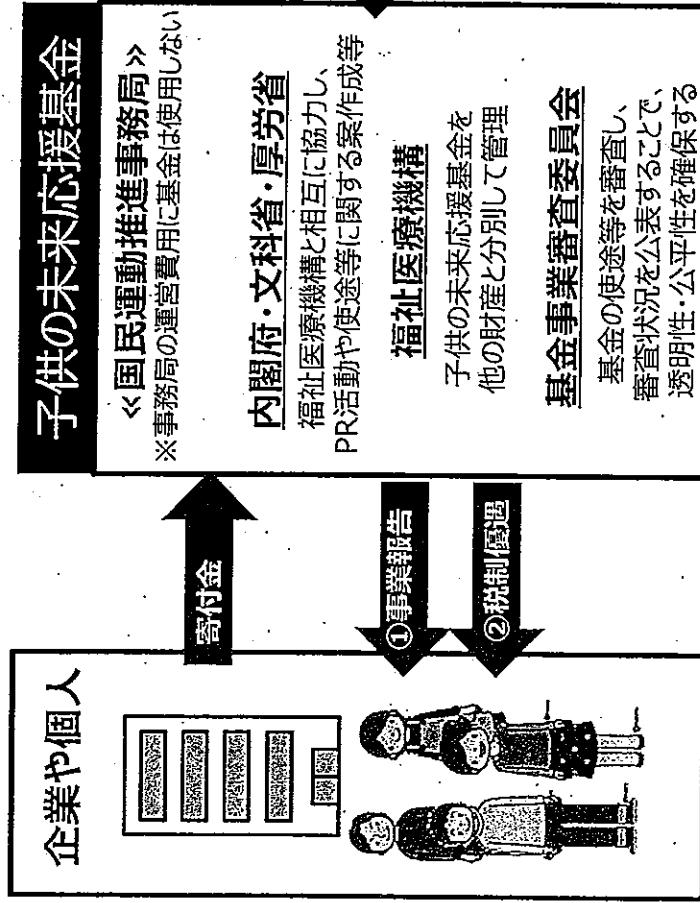
- ①国民運動への参加拡大（寄付付き商品の企画・販売やポイントによる寄付等に参加する企業の拡大）
- ②企業の活動をSDGsの活動に位置付けるなど参加企業を増やすための勧誘・戦略の企画・立案
- ③WEBサイト、SNS等のコンテンツの充実・運用
- ④フォーラム（企業と民間団体、自治体、住民等が一堂に会し、子供の貧困に関する状況共有や連携構築のきっかけづくりの場）の開催及びマッチング推進
- ⑤自治体や、民間団体等による先進的かつ効果的な取組事例の発掘、情報発信
- ⑥子供の未来応援基金事業審査委員会の実施

## 期待される効果

- 所管や分野の垣根を越えて、企業・関係団体のネットワークを構築することで、官公の連携が進むことが期待できます。
- 自治体や民間団体の優れた取組を紹介、顕彰することでき、他の自治体等にに対して先進的な取組への挑戦を促すことができ、された子供の貧困対策の横展開が期待できます。
- 官公が協働し、民間からも多様な協力を得ることにより、貧困の状況にある子供たちを支援することができます。

民間事業者

# 子供の未来応援基金（未来応援ネットワーク事業）



- 358団体から申請のあつた事業の中から、①計画性、②連携とその効果、③戦略的な広報、④継続性の観点等から審査を行い、71団体を採択することとなった。
  - 支援予定総額は約2億800万円であり、1団体当たり平均約293万円を支援する（事業類型別の整理は右のとおり）。
  - 第1回は86団体を採択（支援決定総額 約3億1500万円）、第2回は79団体を採択（支援決定総額 約2億6600万円）
- |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 支 | 援 | 事 | 業 | は | そ | の | 保 | 見 | 重  | の  | 1  | 2  |
| 事 | 業 | は | そ | の | は | そ | の | 見 | 重  | の  | 2  | 3  |
| 業 | は | そ | の | は | は | そ | の | 見 | 重  | の  | 3  | 4  |
| 事 | 業 | は | そ | の | は | そ | の | 見 | 重  | の  | 4  | 5  |
| 業 | は | そ | の | は | は | そ | の | 見 | 重  | の  | 5  | 6  |
| 事 | 業 | は | そ | の | は | そ | の | 見 | 重  | の  | 6  | 7  |
| 業 | は | そ | の | は | は | そ | の | 見 | 重  | の  | 7  | 8  |
| 事 | 業 | は | そ | の | は | そ | の | 見 | 重  | の  | 8  | 9  |
| 業 | は | そ | の | は | は | そ | の | 見 | 重  | の  | 9  | 10 |
| 事 | 業 | は | そ | の | は | そ | の | 見 | 重  | の  | 10 | 11 |
| 業 | は | そ | の | は | は | そ | の | 見 | 重  | の  | 11 | 12 |
| 事 | 業 | は | そ | の | は | そ | の | 見 | 重  | の  | 12 | 13 |

# 第1回未来応援ネットワーク事業 採択団体一覧

団体名	所在地	団体名	所在地	団体名	所在地	団体名	所在地	団体名	所在地
Kacotam	北海道 くまもと地域コラボ	フードバンク岩手 もりおかユースドード	岩手県 ここからプロジェクト せんじこども食堂	全国フードバンク推進協議会	東京都 東京都	育みの会	山梨県 長野県	とよなかESDネットワーク	大阪府 大阪府
アスク	宮城県 せんだしこども食堂	セカンドハーベスト・ジャパン	東京都 全国子どもの貧困教育支援 団体協議会	NPOネットライン信州	東京都 東京都	サステナブルネット ブリッジパートセンター東海	静岡県 静岡県	認定NPO法人D×P	大阪府 大阪府
鶴が丘一丁目町内会	宮城県 ロージーベル	ソーシャル・アーティスト・ネット ワーク	東京都 直理いちごっこ	子育てサポートネット 地域教育ネット	東京都 東京都	子育て支援を考える会TOK OTOKO	愛知県 愛知県	こどもサポートセンター 再非行防止サポートセンター	兵庫県 兵庫県
TEDIC	宮城県 ビーンズふくしま	STORIA	福島県 ひたちNPOセンターWith You	全国こども福祉センター	愛知県 愛知県	全国こども福祉センター	三重県 滋賀県	YJCスタジオ	島根県 島根県
KAKE-GOMI	福島県 どちぎボランティアネットワー ク	links	福島県 栃木県	shining	三重県 滋賀県	学校教育開拓研究所	広島県	「食べて語ろう会」	広島県
ビーンズふくしま	福島県 群馬県	ドリームタウン	東京都 東京都	スキンシップネットワーク	京都府 京都府	エデュケーションエキユーブ	山口県 山口県	山口せりやまネットワーク	福岡県 福岡県
ひたちNPOセンターWith You	栃木県 ヤング・アシスト	ピアサポートネットワーカー	東京都 ほつり家族	山科醍醐こどものひろば	大阪府 大阪府	長住田地自治会	福岡県 福岡県	抱樋	福岡県
KAKE-GOMI	福島県 栃木県	ブリッジフォースマイル	東京都 東京都	あつとずくーる	大阪府 大阪府	トコ・プロジェクト	大阪府 大阪府	土かい物	長崎県
ビーンズふくしま	福島県 群馬県	ほつり家族	東京都 東京都	学び塾「猫の足あと」	東京都 神奈川県	大阪里親連合会岸和田支部 （さんくり会）	大阪府 大阪府	らしくサポート	宮崎県
ひたちNPOセンターWith You	栃木県 ヤング・アシスト	ピアサポートネットワーカー	千葉県 千葉県	全国でらこやネットワーク	神奈川県 神奈川県	おおさか若者就労支援機構	大阪府 大阪府	鹿児島表示ランティア・ハシク	鹿児島県
KAKE-GOMI	福島県 葛飾区次世代育成支援団体 ハーフタイム	ダイバーシティ工房	千葉県 千葉県	小さな森の学校	神奈川県 神奈川県	キャリアプリッジ	大阪府 大阪府	子どもセンターねつく	大阪府
ビーンズふくしま	福島県 東京都	パノラマ	埼玉県 埼玉県	鍵倉でらこや	神奈川県 神奈川県	フェアスタートサポート	神奈川県 神奈川県	子どもデザイン教室	大阪府
ひたちNPOセンターWith You	栃木県 東京都	六浦東・まち交流ステーション 委員会	千葉県 千葉県	全国でらこやネットワーク	神奈川県 神奈川県	こどもの里	大阪府 大阪府	多文化共生センター大阪	大阪府

## 第2回未来応援ネットワーク事業 採択団体一覧

### 採択団体一覧

団体名	所在地	団体名	所在地	団体名	所在地	団体名	所在地
北海道NPOサポートセンター はちのへ未来ネット	北海道	ハーフタイム パートナーズ	北海道	反貧困ピーラー	東京都	ターゲット・アル	大阪府
フードシェアネット インクリイわて	青森県	ワイスアイ 青少年の居場所kitos	東京都	サステナブルネット★	静岡県	西成チャイルド・ケア・センター	大阪府
アスク★ ロージーベル★	岩手県	誕生学協会 PIECES	東京都	POPOLO★	静岡県	ココロニテス	大阪府
まきばフリースクール ユースソーシャルワーク みやぎ	宮城県	フードシェアTAMA ユースコムティ	東京都	子育て支援を考える会 TOKOTOKO★	愛知県	ふーどばんくOSAKA	兵庫県
秋田たすけあいネット あゆむ	秋田県	リトルワシス キッズストア	東京都	アンビシャス・ネットわいち★	愛知県	子どもサポート・財團	兵庫県
暮らどほーむ みやび	山形県	セカンドハーベスト・ジャパン★	東京都 (神奈川県)	Shining★	愛知県	学校教育開発研究所★	広島県
栃木県若年者支援機構★ ヒちぎボランティア ネットワーク★	栃木県	フードシェアスマイル★	東京都 (埼玉県)	Links★	滋賀県	食育で語りうる会★	佐賀県
上三川のいえ さいたまユースサポートネット	栃木県	全国てらこやネットワーク★	神奈川県	キャラアブリッジ★	愛媛県	山口せわやきネットワーク★	和歌山县
くにたち地域コラボ★ 桜台こども食堂★	埼玉県	ハーフスターサポート★	神奈川県	D×P★	三重県	フエローネットワーク★	高島県
全国子どもの貧困・教育支援 団体協議会★	東京都	川崎寺子屋食堂	神奈川県	トキヲクス★	滋賀県	Eince 子供応援隊	高島県
全国フードシェア推進協議会★ チャイルドライン支援センター★	東京都	サードフレイス	神奈川県	ハートフレンド★	大阪府	工元ユウコ★ 工元ユウコ★	福岡県
ドリームタウン★	東京都	よこはまユース のからわらつどくの居場所	神奈川県	ヒューマンワークエンジニア ーション★	大阪府	抱撲★	福岡県
NPOホットライン信州★	長野県	アートヨミュニティ	神奈川県	子どもデザイン教室★	大阪府	長住田地自立会★	福岡県
志塾フリースクールラシーナ	大阪府	スイングプロジェクト	埼玉県	DX★	大阪府	らしくサポート★	宮崎県
みやざき公共・協働研究会	大阪府	アーバンプロジェクト	富山县	大阪里親会合会	東京都	Swing-BY	宮崎県
鹿児島ナースアイハーフ★	鹿児島県	長野県	長野県	志塾フリースクールラシーナ	大阪府	志塾フリースクールラシーナ	鹿児島県

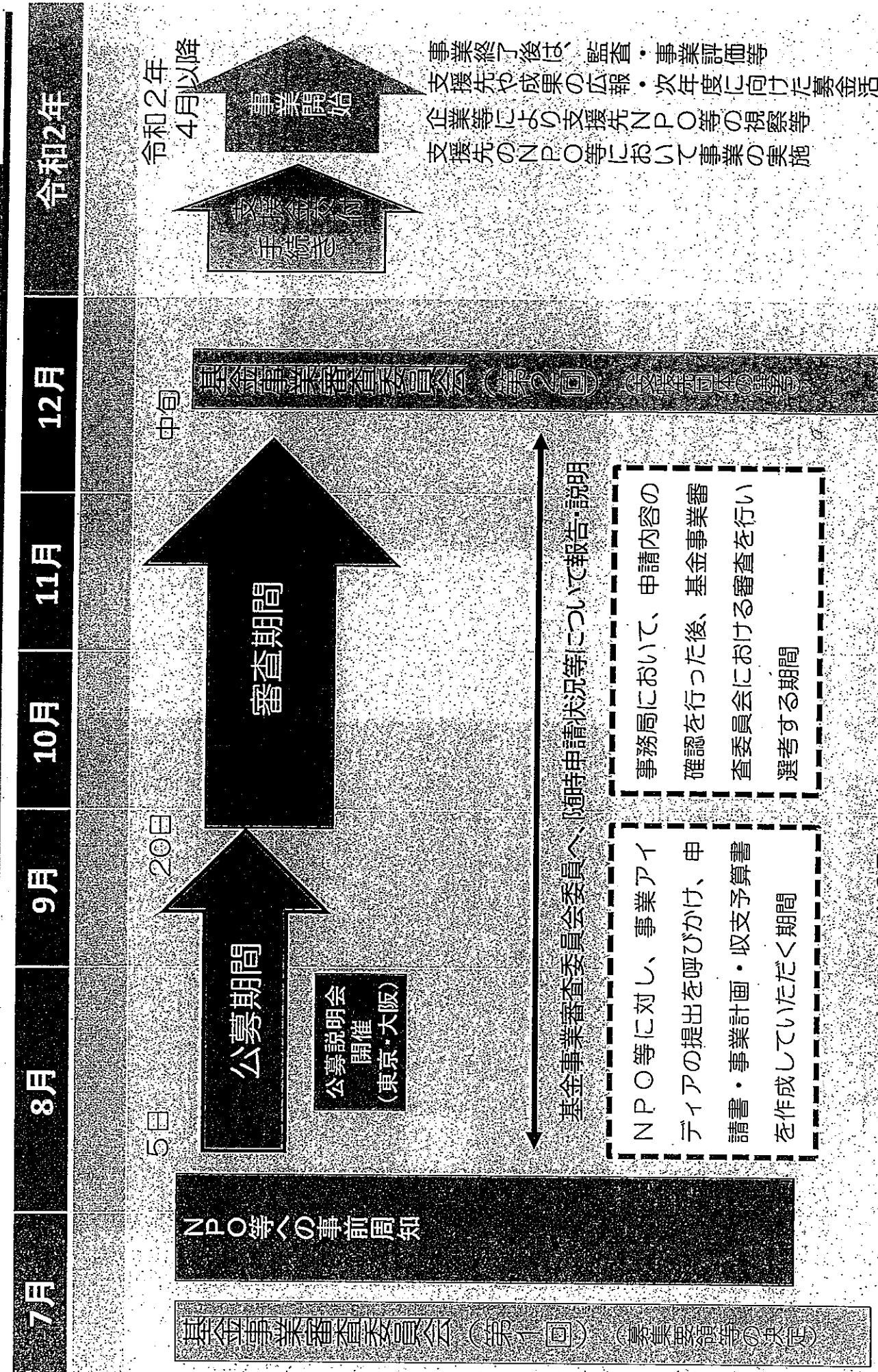
※団体名末尾に「★」が付いている団体は、継続支援団体。

※団体所在地が主たる活動地と異なる団体については、括弧内にキヤーる活動地を記載

## 第3回未来応援ネットワーク事業採択団体一覧

団体名	所在地	団体名	所在地	団体名	所在地	団体名	所在地	所在地
北見NPOサポートセンター	北海道	全国二毛食堂支援セントラル	東京都	アンニジャス・ネットワーク★	奈良県	おがえじ	奈良県	所在地
北海道自由が丘学園★	北海道	全国フードバンク推進協議会★	東京都	こどもNPO	愛知県	げんきカレー	奈良県	奈良県
フードバンク岩手★	岩手県	東京子ども子育て応援団★	東京都	こどもサポートネットあいち	愛知県	市民ひこうら小草	鳥取県	奈良県
アスクイ★	宮城県	豊島子どもWAKUWAKU★	東京都	「生」教育助産師グループ OHANA	愛知県	こども食堂「ネバーランド」	山口県	山口県
STORIA★	宮城県	バルシック	東京都	全国車非行禁止ネットワーク協議会	愛知県	あかね	岡山県	岡山県
秋田たすけあいネットあゆむ★	秋田県	ワンドフルキッズ	東京都	あめんど	滋賀県	山口せわきネットワーク★	山口県	山口県
明日飛子ども自立の里★	福島県	Learning for All	東京都	滋賀県	滋賀県	くるかわっこ	福岡県	福岡県
しんぐるまるざあず・ふおーらむ・ひたちNPOセンター・with you★	福島県	キッズドア★	(宮城県)	アートコミュニティ★	大阪府	フードバンク福岡	福岡県	福岡県
リブオルヴ学校教育研究所	茨城県	ブリッジフォースマイル★	東京都	よさみ人権協会	大阪府	抱樺★	福岡県	福岡県
だいじょうぶターサ・エデュケーション★	栃木県	ゆがわらうごとくる多世代の居場所★	神奈川県	タウンスペースWAKWAK★	大阪府	心満	長崎県	長崎県
ひこばえ	群馬県	教育研究所	神奈川県	ハートフレンド★	大阪府	逢桜の里	熊本県	熊本県
さいたまユースサポートネット★	埼玉県	元がおプロジェクト	(富山県)	ふーどはんくOSAKA★	大阪府	福岡市	福岡県	福岡県
フードバンクネット西埼玉★	埼玉県	ハツピーワークマンプロジェクト	富山県	未来SS塾	大阪府	スタディライフ熊本	熊本県	熊本県
ウズアイ★	東京都	フードバンク信州	長野県	eboard	兵庫県	まど	大分県	大分県
女性のスペース結★	東京都	中ノ町りんき食堂	奈良県	兵庫県	兵庫県	らしくサポート★	宮崎県	宮崎県

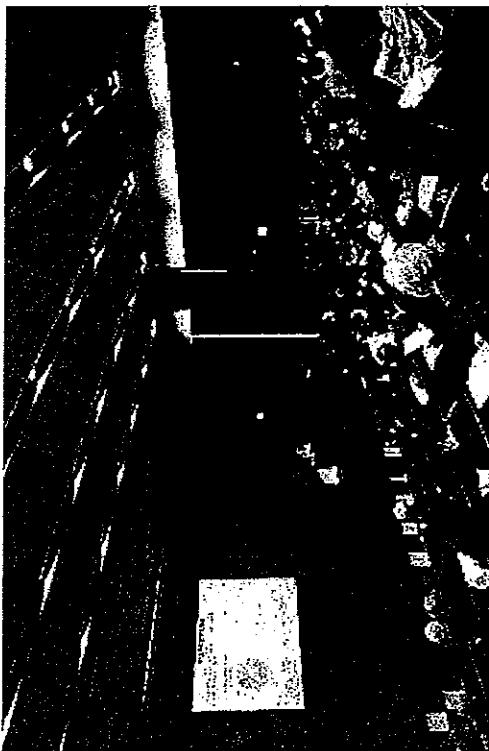
# 子供の未来応援交付金（第4回未来応援ネットワーク事業）に係る 公募及び審査等の流れ（想定）



# 子供の貧困対策 マッチング・フォーラム

支援を必要とするNPO等団体とこうした団体に対する支援を希望する企業等とのマッチングを推進するため、企業、NPO等団体、市民、自治体等が一堂に会して、子供の貧困対策に係る情報や認識の共有を図るとともに、各主体が連携を行うきっかけとなるよう、全国各地で開催。

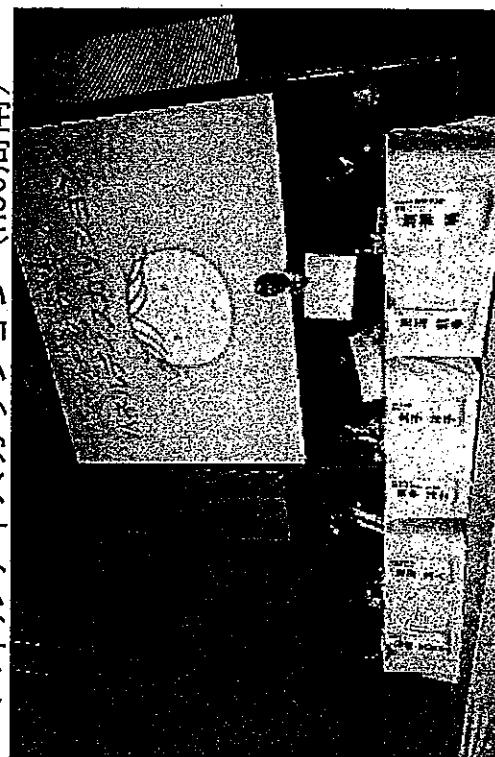
政府からの現状説明 (H30盛岡)



有識者による講演 (H30名古屋)



パネルディスカッション (H30周南)



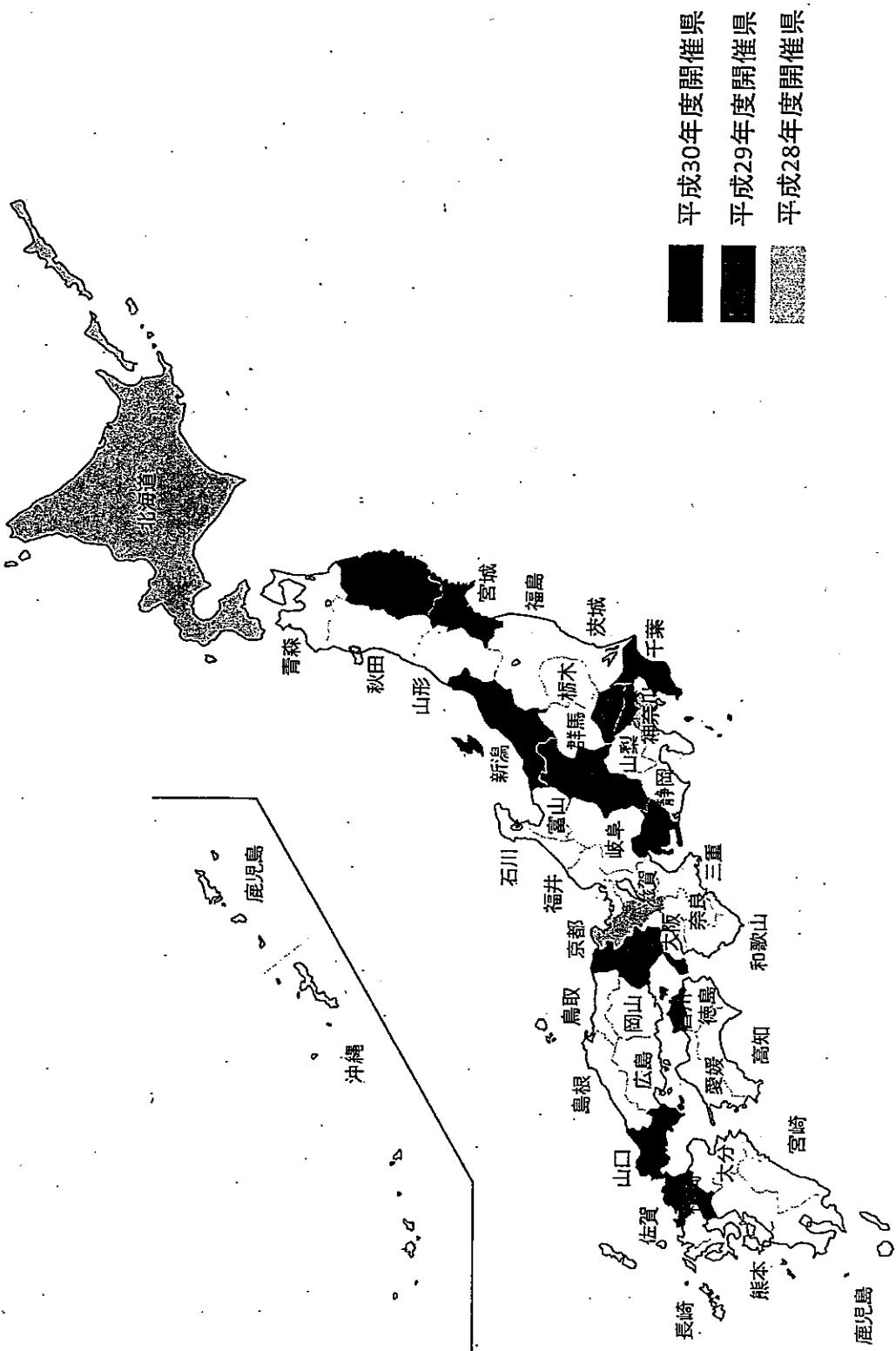
自由交流会 (H30東京)



# マッチングフォーラム

企業、NPO等の団体、市民、自治体等が、地域の実情を踏まえて、支援に向けた一歩を踏み出していくだけが、子供の貧困対策に係る情報提供や支援を必要とする団体と支援を行う企業等とのマッチング(交流)の場づくりとして、開催。平成28年度は横浜市、札幌市、京都市で、平成29年度は、8つの自治体(さいたま市、新潟市、姫路市、高松市、仙台市、長野市、福岡市、柏市)でマッチングフォーラムを開催。

平成30年度は、東京をキックオフとして、全国4か所(東京、盛岡市、周南市、名古屋市)で開催。



# 都道府県の皆様へ 子供の未来応援団運動への御協力のお願い

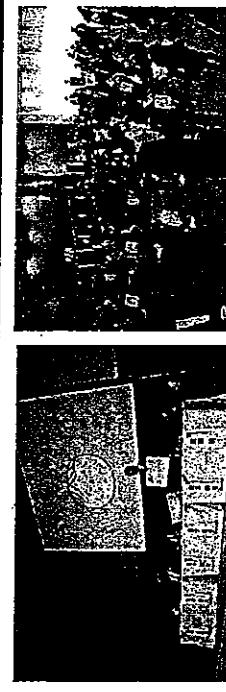
## 子供の未来応援基金

- 基金支援団体公募の周知をお願いします。
- 基金支援団体の審査プロセスで所在把握等に御協力ください。
- 決定した基金支援団体と、是非地域ネットワーク構築をお願いします。



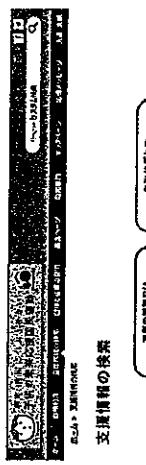
## イベント関係

- フォーラム開催への御協力と、開催時の周知活動への御協力ををお願いします。
- 10月末からの市町村向け説明会の、管内の自治体への周知をお願いします。



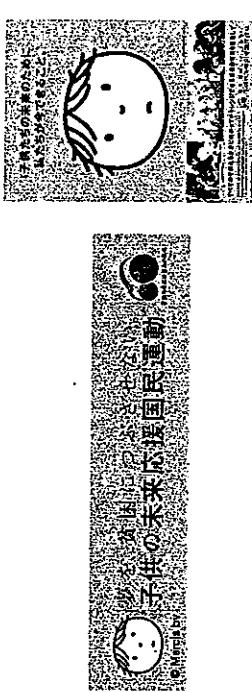
## 支援情報ポータルサイト

- 引き続き、施策情報の更新・登録をお願いします。



## 事業実施・広報の協力

- 国民運動のポスター・バナーを用意していきます。子供の貧困対策事業を実施する際は、是非広報に御協力ください。  
※内閣府としても積極的に後援させていただきます。

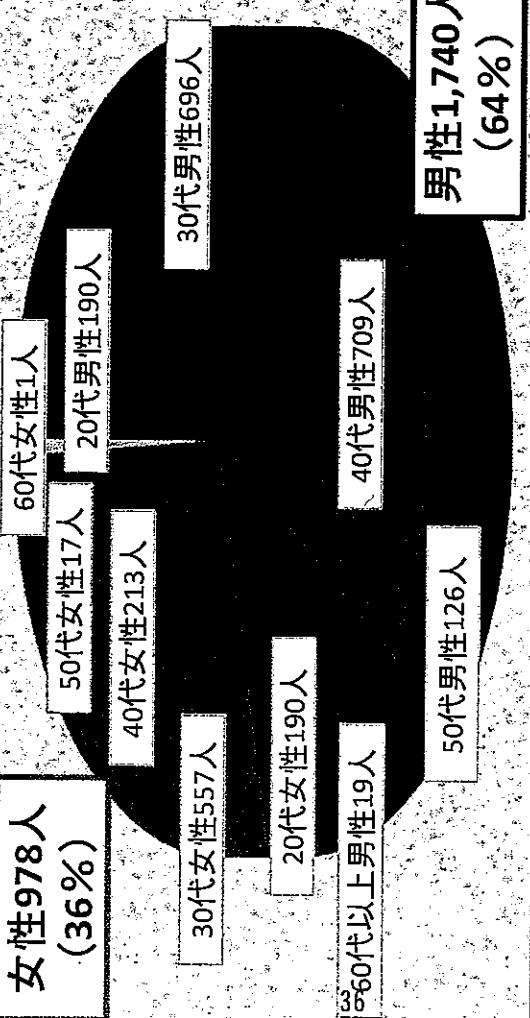


# SAITAMA出会いサポートセンター 進歩状況

で

令和元年9月末時点  
個人会員  
2,718人が登録

## 個人会員



## 活動状況(H30. 10. 1～R1. 9. 30)

### (1) マッチング状況 ※9/30時点

#### 成婚退会が9月末までに18組になりました！

平成30年8月から会員の募集を開始し、平成30年10月から会員同士のマッチングを開始した「恋たま」。ちょうど1年が経過し、9月末までに成婚退会カップルが18組になりました。

・お見合い組数(日程調整中含む) 2,201組(前月比+219組)

・交際組数 826組(前月比+113組)

男性1,740人  
(64%)

## 企業会員等

本年度4月以来、新たに17団体が入会

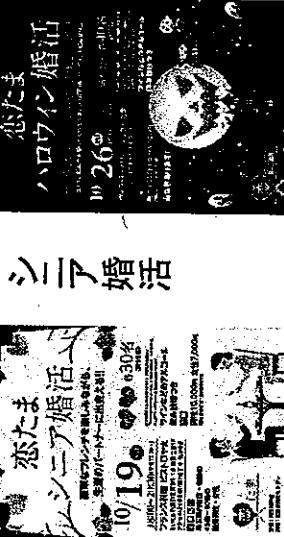
市町村会員 26市町村 ⇒ 37市町村(+11)

企業会員 24企業 ⇒ 28企業(+4)

協賛会員 17企業 ⇒ 19企業(+2)

### (2) 各種婚活イベントの実施(10月)

恋たま主催のさまざまな婚活イベント・セミナーを実施しました。



マイアブリッヂ  
セミナー

10月14日(土・祝日)

【会場】マイアブリッヂ

【料金】3,000円

【主催】恋たま

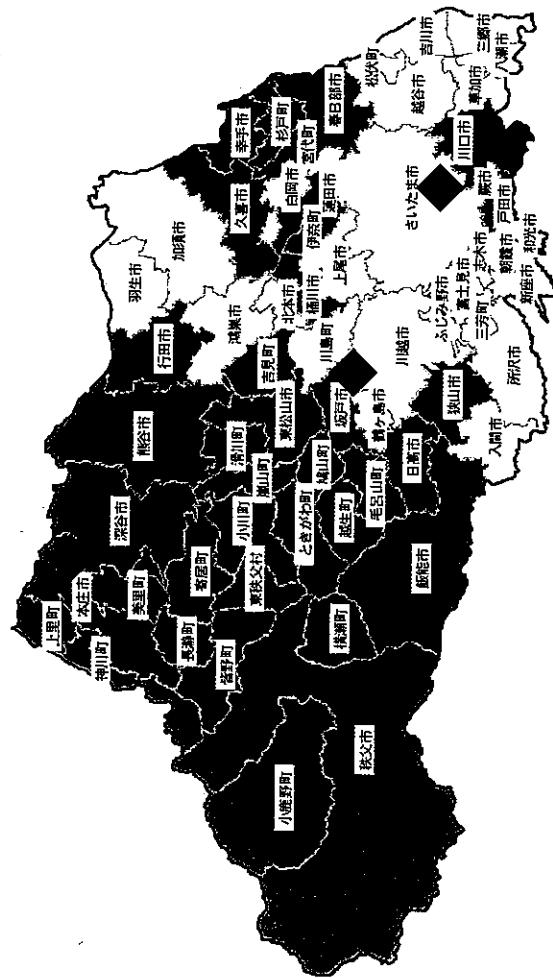
【内容】恋たま主催の恋愛セミナー

【対象】恋たま会員

【開催】10月14日(土・祝日)

# SAITAMA出会いサポートセンター 進歩状況

《市町村民の参加状況》  
37市町村が事業に参加



成婚退会者にはアンケート、懇親会等の方法で感想をヒアリングしています。

その一部を紹介します。

## (1) 成婚を決めたきっかけ

- ・最初から一緒にいて楽しく、次第にこの人と一緒にいたいと思うようになりました(男性)
- ・初めて会ったときから落ち着いて過ごせたためこの人と決めました(女性)

## (2) 利用してよかつた点

- ・お互いAIから初めて紹介された相手が成婚相手で、A紹介で希望の相手と巡り合えました(男性・女性)
- ・定期的に交際進捗についてセンターからの連絡があり、安心して活動できました(男性)
- ・行政が運営に関わっていることもあり、安心して活動できました(女性)

## ◆ センター所在地(浦和、本庄、坂戸)

◆ 市町村負担額 (3万円 + 18歳～49歳人口×1円)  
※平成27年国勢調査

会員市町村住民の利用登録料 11,000円(税込・2年間)  
一般の利用登録料 16,000円(税込・2年間)

# 地域少子化対策重点推進交付金（内閣府子ども・子育て本部）

令和2年度概算要求額 25.5億円（うち優先課題推進枠 16.95億円）  
(令和元年度当初予算額 9.5億円)

## 事業概要・目的

「少子化社会対策大綱」（平成27年3月20日閣議決定）において、地域の実情に即した取組を強化することが盛り込まれているところであり、実効性のある少子化対策を加速的かつ継続的に進めいく必要がある。

また、「希望出生率1.8」の実現に向けては、若者の希望する結婚が、それぞれ希望する年齢でかなえられるような環境を整備することが重要であり、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）においても、「結婚に向けた活動支援や結婚に伴う新生活支援などの先進的取組の展開を進める」こととされれているほか、「経済財政運営基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）においても、「結婚支援を引き続き強化する」とともに、「地域や家庭における子育て支援を実現するため…地域の多様な子育て環境の整備を図り、少子化対策を強化する」とされている。

このため、以下の取組を行う。

### （1）地域少子化対策重点推進事業

地方自治体が行う少子化対策事業（「結婚に対する取組」及び「結婚・妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」）について、優良事例の横展開を支援する。

○補助率：1/2、2/3

○交付上限：都道府県 6,666万円（事業費ベース1億円）  
政令指定都市・中核市・特別区 2,000万円（事業費ベース1,500万円）  
市町村 1,000万円（事業費ベース1,500万円）

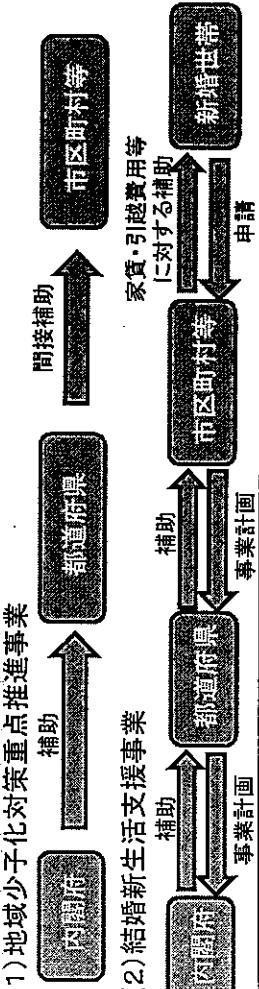
### （2）結婚新生生活支援事業

結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支援する結婚新生生活支援事業（新婚世帯を対象に家賃、引越し費用等を補助）を支援する。

○補助率：1/2

○交付上限額：1世帯当たり30万円（事業費ベース）  
○対象世帯：夫婦共に34歳以下かつ世帯所得340万円未満の新規に婚姻した世帯

## 資金の流れ



## 事業イメージ・具体例

### （1）優良事例の横展開支援事業

- ① 結婚に対する取組
  - ・結婚支援センターの開設・運営
  - ・マッチングシステムの構築・高度化
  - ・ボランティアの育成・ネットワーク化等
- ② 結婚・妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組
  - ・結婚応援フォーラム
  - ・結婚応援/サポート
  - ・「結婚新生生活支援事業」の周知広報
  - ・配偶者の出産直後の男性の休暇取得の促進
  - ・男性の家事・育児参画の促進
  - ・ライフデザインセミナー
  - ・男女児との触れ合いの体験
  - ・美容院など地域人材を活用した結婚・子育て支援
  - ・企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援
  - ・子育て支援情報の「見える化」支援
  - ・その他、地域で結婚・妊娠・出産・乳児期を中心とする子育てを応援する社会づくり、機運醸成する取組

### （2）重点課題事業

- ① 自治体間連携を伴う取組に対する支援
  - ・複数の自治体による広域的な結婚支援
  - ・子育てに温かい機運醸成づくりの取組支援
- ② 子育てに寄り添う地域づくり支援
  - ・子育てと仕事の両立を図る多様な働き方の普及
  - ・子連れ世帯の外出・移動支援
  - ・「地域の子育ての担い手の多様化」支援

### （3）結婚新生生活支援事業

新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越し費用等）を支援する地方自治体を対象に、国が、地方自治体による支援額の一部を補助

## 期待される効果

- （1）これまでの取組から発掘された優良事例の全国の地方自治体への波及を促進することにより、幅広く地域において効果的な少子化対策が進められることが期待される。
- （2）新婚世帯を対象にスタートアップに係るコストを支援する地方自治体を国として支援することにより、結婚の希望の実現に向けた後押しとなることが期待されるとともに、社会全体が結婚を応援するという機運の醸成につながることが期待される。

# 令和2年度予算概算要求(地域少子化対策重点推進交付金関係)

予算額	令和元年度当初予算		補助率
	事業メニュー	要求額	
95 億円	1. 優良事例の横展開支援事業 2. 結婚新生活支援事業	1/2	
予算額	事業メニュー	要求額	補助率

令和2年度概算要求		補助率
事業メニュー	要求額	
1. 優良事例の横展開支援事業		
○結婚センターの開設・運用、ボランティアの育成など 結婚に対する取組への支援	1/2	
2. 結婚新生活支援事業		
○子育て支援・結婚応援パート、男性の家事・育児参画の 促進、ライフデザインセミナーなど子育てに温かい社会づく り・機運の醸成の取組に対する支援	1/2	
3. 重点課題事業		
○企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援	1/2	
○子育て支援情報の「見える化」支援	1/2	
25.5 億円	2. 結婚新生活支援事業	
16.0 億円	1. 重点課題事業	
2/3	①自治体間連携を伴う取組に対する支援 ○複数の自治体による結婚支援・機運醸成の取組など	
1/2	②子育てに寄り添う地域づくり支援 ○子育てと仕事の両立を図る職場環境づくり支援 ○子連れ世帯の外出・移動支援	
1/2	③自治体間連携を伴う新たな取組に 対する支援 ○多様な子育ての外出・移動支援 ○地域の子育ての担い手の多様化支援	
2. 優良事例の横展開支援事業		

# 結婚新生活支援事業

(補助率1/2)

## 背景

「希望出生率1.8」の実現に向けては、若者の希望する結婚が、それぞれ希望する年齢でかなえられるよう環境を整備することが重要であり、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)においても、「結婚に伴う新生活支援などの先進的取組の展開を進める」と記されている。

### <新婚世帯への支援をする理由>

#### ●結婚に踏み切れない主要な要因は経済的理由

○結婚の障害として「結婚資金」と回答した割合

⇒未婚男性(18~34歳)...43.3%

未婚女性(18~34歳)...41.9%

#### ○結婚の障害として「結婚のための住居」と回答した割合

⇒未婚男性(18~34歳)...21.2%

未婚女性(18~34歳)...15.3%

[出典]①国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(独身者調査)」②内閣府「平成22年度結婚・家族形成に関する調査」

#### ●結婚を希望する人にに対して、行政に実施してほしい取組

○安定した雇用機会の提供  
回答者: 20~30代の未婚及び結婚3年以内の男女

夫婦がともに働き続けられるような職場環境の充実  
45.4%

結婚や住宅に対する資金貸与や補助支援  
49.1%

結婚した方が有利となるような税制や社会保障  
42.3%

長時間労働の是正など自由な時間の確保  
40.2%

出会い系の提供  
37.6%

結婚に関する悩み相談  
31.5%

結婚に関する悩み相談  
17.7%

結婚に関する悩み相談  
60%

## 事業概要

・新婚世帯による支援額の一部を補助する地方自治体を対象に、  
国が地方自治体による支援額の一部を補助する

### ●対象世帯：夫婦共に婚姻日ににおける年齢が34歳以下かつ 夫婦の合計所得340万円未満の新規に婚姻した世帯

・(但し、奨学金を返還している世帯は、奨学生の年間返済額を世帯所得から控除)

・補助対象：婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用、引越し費用

・補助上限額：1世帯あたり30万円(国が15万円補助)

※結婚祝い金(現金)や金券等の支給、地域優良住宅の家賃低廉化に係る部分については対象外

事業計画

都道府県

内閣府

補助

申請

市町村

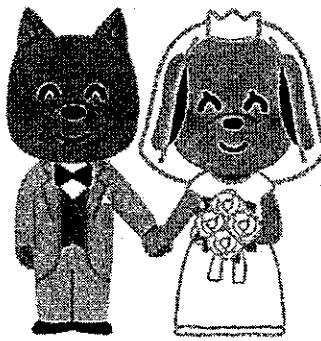
補助

新婚世帯

補助対象

# 令和〇年度 〇〇〇結婚新生活支援事業

## 新婚生活を応援します！



家賃や引越し費用の  
補助があるんだって！



以下の世帯の要件に該当する場合に補助を受けることができます。

### 概要

どんな世帯が対象なの？	次の①～④の要件を全て満たす世帯です。 ①平成31年1月1日からお住まいの市区町村の事業終了日までに入籍した世帯 ②ご夫婦の所得を合わせて340万円未満 <sup>(注)</sup> の世帯 <small>※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除</small> <small>(注)「ご夫婦の所得340万円」を年収に換算すると、約530万円</small> ③ご夫婦ともに婚姻日における年齢が34歳以下の世帯 ④その他、お住まいの市区町村が定める要件を満たす世帯	
どんな費用が対象なの？	・新居の住居費	⑦新居の購入費 ⑧新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
いくら補助を受けられるの？	⑦～⑧を合わせて1世帯あたり上限30万円です。	
申請方法は？	必要な手続や書類について、下記お問合せ先に ご確認の上、直接申請してください。	

### 【お問合せ先】

名称：

住所：

電話番号：



## ○○○結婚新生活支援事業

**新婚生活を応援します！（最大30万円）****1. 補助対象**

Q1.平成31年1月1日からお住まいの市区町村の事業終了日までに入籍した。

Q2.ご夫婦の所得を合わせて340万円未満<sup>(注)</sup>である。

※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除

(注)「ご夫婦の所得340万円」を年収に換算すると、約530万円

Q3.ご夫婦ともに婚姻日における年齢が34歳以下である。

Q4.その他、お住いの市区町村が定める要件を満たす。

⇒以上4つ全てに「はい」の方は、補助を受けることができます。

**2. 対象となる費用**

## ◇新居の住居費

## ①新居の購入費

②新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料

## ◇新居への引越費用

## ③引越業者や運送業者に支払った引越費用

①～③を合わせて  
1世帯あたり  
**最大30万円**です。

**3. 申請方法**

必要な手続や書類について、下記お問合せ先にご確認の上、  
直接申請してください。【お問合せ先】

名称：

住所：

電話番号：



## H30年度事業の報告

- ・申請率 推計 87.8%
- 申請 6,726世帯／7,657世帯（※）  
※ H30年の埼玉県の第3子以降の出生数
- ・利用状況 約9割の世帯が利用
- ・1世帯当たりの利用額 19,434円

## 利用者アンケート（R1年10月実施）

- ・H30満足度80.7% → R1満足度82.8%
- ・5万円一括配布になってよかったです 95.2%
- ・チケットをもらうことで社会から応援されていると感じた 72.5%
- ・おむつ・ミルクの購入に利用できて経済的負担の軽減となった 79.5%
- ・予防接種に利用できて経済的負担の軽減となった 66.0%
- ・チケットのおかげで、今まで知らなかった子育てサービスを知るきっかけとなった 41.1%
- ・母体ケアなど自分のために利用できて、精神的負担が軽減した 40.8%

# 市町村へのお願い

## ① 確実な周知

### 【配布のタイミング（例）】

- ①母子手帳交付時
- ②出生届提出時
- ③児童手当、乳児医療手続き時
- ④定期健診時、乳児家庭訪問時

### 【転入者がチラシが受け取れない例】

- 既に他の自治体で母子手帳を受領済みの世帯が転入した場合、  
①のみの配布では、チラシを受け取れない。
- 出生後に転入した場合、②のみの配布では、チラシを  
受け取れない。

転入者にも確実に周知ができるよう、複数のタイミングを  
捉えて周知をお願します。

## ② チケットを直接利用できる登録事業者の拡大

H30.8月末 184 → R1.9月末 475

現在、登録事業者（店舗）がない市町村 4

鳩山町、嵐山町、長瀬町、東秩父村

※ 対象サービスを提供していて、3キュー子育て事業  
に協力し、登録事業者となっていただける事業者に  
についての情報提供を引き続きお願いします。

## 離婚時の養育費の定めの啓発、勧奨についての県の取組

### (1) 母子・父子自立支援員による相談対応

ひとり親家庭の方が生活する上での様々な問題を解決できるよう、県福祉事務所に「母子・父子自立支援員」を配置し、各種の生活相談に応じています。

### (2) 無料法律相談における養育費相談対応

女性弁護士がひとり親家庭に関する離婚、相続、養育費等の法律的諸問題の相談に専門的な立場から応じ、必要な助言指導を行っています。(日程・予約先等は、公益財団法人埼玉県母子寡婦福祉連合会のホームページで御確認ください。)

### (3) 県ホームページ内にこれから「離婚を考えている方へ」の特設ページを開設予定

#### 【参考】

平成28年度全国ひとり親世帯等調査 (H28.11.1現在)

#### (1) 母子世帯の母の養育費の取り決め状況等

総数	養育費の取り決めをしている			取り決めをしていない	不詳
	文書あり	文書なし	不詳		
1,817	780	※572	205	3	985
100%	42.9%			54.2%	2.9%
	100%	73.3%	26.3%	0.4%	

#### (2) 養育費の受給状況

総数	現在も受けている	受けたことがある	受けたことがない	不詳
1,817	442	281	1,017	77
100%	24.3%	15.5%	56.0%	4.2%

#### (3) 養育費を現在も受けている又は受けたことがある母子世帯の養育費(1世帯平均)状況

総数	額が決まっている	1世帯平均月額	額が決まっていない	不詳
723	610	43,707円	77	36
100%	84.4	※H23年43,482円	10.7	5.0

#### (4) 子供の数別養育費(1世帯平均月額)の状況

総数	1人	2人	3人	4人	不詳
43,707円	38,207円	48,090円	57,739円	68,000円	37,000円
世帯数610	328	222	46	9	5

少字第908-1号  
令和元年9月25日

各市町村ひとり親家庭支援担当課長様

埼玉県福祉部少子政策課長

「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」の活用について（通知）

本県のひとり親家庭支援業務につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、民法第766条では、父母が協議上の離婚をするときに協議で定める「子の監護について必要な事項」の具体例として「父又は母と子との面会及びその他の交流」（面会交流）及び「子の監護に要する費用の分担」（養育費の分担）が明示されているとともに、子の監護について必要な事項を定めるに当たっては子の利益を最も優先して考慮しなければならない旨が明記されています。

しかし、平成28年度の全国ひとり親世帯等調査によると、養育費の取り決めをしている母子世帯の母は約4割しかいない状況です。

各市町村におかれましては、離婚時に相談に来られた方に、法務省作成の別添リーフレットを御案内いただきますよう改めてお願ひ申し上げます。

リーフレットにつきましては、法務省に残部がないため印刷をして御活用ください。下記法務省ホームページからもダウンロードできます。

法務省該当ホームページ：[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00194.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html)

【担当】 手当・ひとり親家庭支援担当 加藤  
【電話】 048-830-3561  
【FAX】 048-830-4804

# 子どもの健やかな成長のために

～離婚後の「養育費の支払」と「面会交流」の実現に向けて～

## 子どもの養育に関する 合意書作成の手引きとQ&A

子どもにとって、両親の離婚はとても大きなできごとです。

子どもがこれを乗り越えて健やかに成長していくよう、離婚をするとさに親としてあらかじめ話し合っておくべきことに、「養育費」と「面会交流」があります。



法務省

このパンフレットでは、「養育費」と「面会交流」の取り決め方やその実現方法について分かりやすく説明しています。

民法では、協議離婚の際には子どもの監護者（親権者）だけでなく、「面会交流」や「養育費の分担」についても定めることとされ、その取り決めをする際には、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」とされています。

離婚をされる際には、このパンフレットを参考にしていただき、「養育費」と「面会交流」について取り決めをするよう努めてください。



## ～ 目 次 ～

- 養育費について 4ページ
- 面会交流について 5ページ
- 合意書のひな形について 6~9ページ
- Q&Aについて 10ページ~
- 問い合わせ先 裏表紙

# 養育費の取り決めについて

## 養育費とは

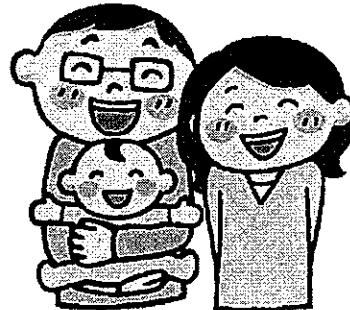
養育費とは、子どもを監護・教育するために必要な費用のことをいいます。

一般的には、経済的・社会的に自立していない子どもが自立する（例えば、大学等を卒業する）までに要する費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。

親の子どもに対する養育費の支払義務（扶養義務）は、親の生活に余力がなくても自己と同じ水準の生活を保障するという強い義務（生活保持義務）だとされています。

子どもがいる夫婦が離婚する場合、基本的にはどちらか一方が親権者となって子どもを養育することになりますが、離婚により親権者でなくなった親であっても、また、子どもと離れて暮らすことになった親であっても、子どもの親であることに変わりはありませんから、子どもに対して自己と同じ水準の生活ができるようにする義務があります。

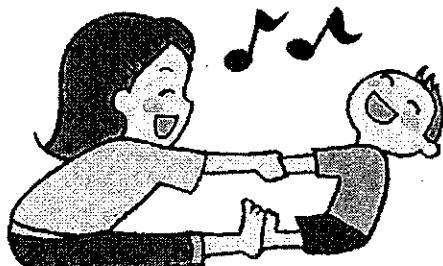
子どもに対し、親としての経済的な責任を果たし、子どもの成長を支えることは、とても大切なことです。



## 養育費の取り決めについて

養育費は、子どものためのものですから、子どもと離れて暮らすことになる親と子どもとの関係を大事にするためにも、離婚時にきちんと取り決めておくようにしましょう。新しい生活の始まりからすぐに養育費の支払がスムーズに行われるよう、養育費の金額、支払時期、支払期間、支払方法などを具体的に決めておくのがよいでしょう。養育費の取り決めは、後日その取り決めの有無や内容について紛争が生じないように、口約束ではなく、書面に残しておくようにしましょう（できれば「公正証書」にするのがよいでしょう。）。

養育費の支払は、長い年月継続するものです。その間、子どもと一緒に暮らす親にすれば、子どもの病気などにより監護費用が増えることもあるでしょうし、離れて暮らす親にすれば、再婚により扶養家族が増えたりすることもあるでしょう。事後的な事情の変更がある場合には、いったん取り決めた養育費の増額や減額を他方の親に求めることができます。



なお、離婚時の取り決めや、その後の増額又は減額について、当事者間で話し合이できないときは、家庭裁判所に調停又は審判を申し立てることができます。通常はまず調停を行い、調停でも話し合がつかない場合は、最終的には家庭裁判所の審判で決めることがあります。養育費は、子どもの成長を支えるためにとても大切なものですので、審判であってもその結果を受け入れ、親として養育費の支払を継続していく必要があります。

# 面会交流の取り決めについて

## 面会交流とは

「面会交流」とは、子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することをいいます。

子どもは、両親の離婚という大きなできごとを経験して、「自分が悪いことをしたのでこんなことになってしまったのではないか?」、「自分を嫌いになってしまってしまったのではないか?」などと不安な気持ちになったりします。面会交流は、そんな子どもに、父母それぞれの立場から、「あなたが悪いんじゃないよ。」、「離れて暮らしているけど、どちらの親もあなたのことを好きなんだよ。」という気持ちを伝えていく一つの方法です。

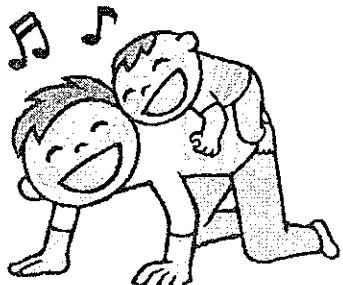
離婚によって夫婦は他人になっても、子どもにとっては父母はともにかけがえのない存在です。面会交流は、そんな子どものために行うものです。子どもは、面会交流を通して、どちらの親からも愛されている、大切にされていると感じることで、安心感や自信をもつことができ、それが、子どもが生きていく上で大きな力となります。

## 面会交流の取り決めについて

面会交流は子どもの健やかな成長のためにとても大切なことであり、子どもにとって望ましい面会交流を行うためには、父母双方の協力が欠かせません。夫と妻という関係から子どもの父と母という立場に気持ちを切り替え、子どもの親同士というパートナーとして協力しましょう。

面会交流の方法や時期、回数などについては、子どもが安心して面会交流を楽しめるように、子どもの年齢や健康状態、生活状況等を考えながら無理のないように決めることが大切です。また、親同士がお互いに守らなければならないルールについてしっかりと決めておくようしましょう。面会交流の取り決めは、後日その取り決めの有無や内容について紛争が生じないように、書面に残しておくようにしましょう。

面会交流は、長い年月に渡って行われるものです。また、時間の経過とともにお子さんは成長し、養育環境も変化します。取り決めを守って安定した交流を行うことに加え、状況に応じてお互いに話し合い、協力し合いながら、子どもにとって最もよい面会交流を行っていくことが大切です。



なお、話し合いができないときは家庭裁判所に調停又は審判を申し立てることができます。通常はまず調停を行い、調停でも話し合がつかない場合は、最終的には家庭裁判所の審判で決めることになりますが、面会交流は、子どもの健やかな成長をねがって行うとても大切なですから、審判であってもその結果を父母が受け入れて協力しあうことが不可欠です。



# 「子どもの養育に関する 合意書」について

8ページに掲載されている「子どもの養育に関する合意書」は、お子さんの「養育費」及び「面会交流」について父母がお互いの約束事を証明する文書です。2通作成し、双方で1通ずつ保管してください。この文書は、離婚届を出す際に、提出しなければならない文書ではありませんが、お子さんのためにも、できる限り作成するようにしてください。

## 1 養育費について

親権者を決めるのと並行して、お子さんの養育費についても決めておきましょう。お子さんそれぞれについて、金額・支払期間・支払時期などを具体的に決めておきましょう。

### ① 金額

原則として話し合いで決めることになりますが、その際には東京・大阪養育費等研究会が策定した「養育費算定表」が参考となります（Q&Aの第7問参照）。

### ② 支払期間

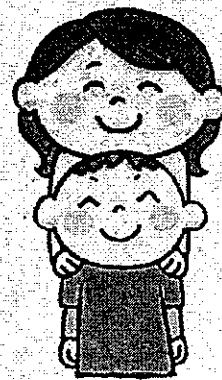
支払の始期と終期を決めておきましょう。終期については、大学等への進学の可能性などを踏まえて、その子が経済的に自立することが見込まれる時期を考え、お子さんの成長のために十分な期間を設けておくようにしましょう（Q&Aの第8問参照）。また、終期について定める場合は、「○年○月○日まで」とか「22歳に達した後の3月まで」などと、具体的に定めましょう（Q&Aの第9問参照）。

### ③ 支払時期

支払の時期を決めておきましょう。毎月一定の金額を支払う例が多いようですが、経済状況等によりある程度の期間の分を一括して支払うことも可能です。

### ④ その他

定額の養育費とは別に、入学金や大学等の授業料等、特別な出費が生じた場合に、どのように父母が負担するのか定めておくとよいでしょう。お子さんが健やかに成長するためには、いろいろとお金が必要になるものです。



## 作成に当たっての注意事項

- 1 合意書は、離婚届を提出する際に、提出しなければならない文書ではありませんし、合意書を作成しないと離婚届が受理されないということはありませんが、お子さんが両親の離婚後も健やかに成長していくよう、作成するように努めてください。
- 2 次のページの参考書式は、様式が定まっているものではなく、一般的に必要と考えられる項目を記載しているものですので、父母双方が、お子さんの立場にたって、事案に応じて充実した内容を取り決めてください。



## 2 面会交流について

面会交流は、子どものためのものですので、お子さんにとってどのような面会交流が望ましいかという視点から、具体的な条件を取り決めておきましょう。

### ① 面会交流の内容

日帰りの面会交流、宿泊を伴う面会交流などが考えられます。手紙や電話のやりとりを認めるなども決めておきましょう。

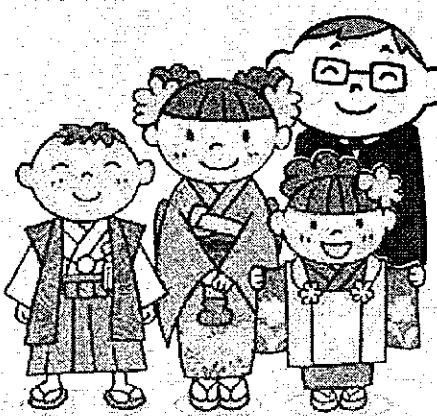
### ② 面会交流の頻度

週又は月に何回程度面会交流を実施し、1回につき何時間程度の面会交流を実施するか、宿泊を伴う場合は何泊にするなどを決めておきましょう。夏休みなどお子さんに長期の休みがある場合には、一定期間の宿泊を伴う面会交流を実施することも考えられます。

### ③ その他特記事項

待ち合わせ場所や、事情が変わった場合の連絡先などを取り決めておくことが考えられます。

(注) なお、相手からDV被害を受けるおそれがあるなど、面会交流を行うことが子どもの最善の利益に反する場合にまで、面会交流を行う必要はありません。



# 子どもの養育に関する合意書

作成日

年 月 日

父

母

ふりがな		ふりがな	
氏名	印	氏名	印
住所	〒	住所	〒
電話 メール		電話 メール	
名称		名称	
勤務先	所在地 〒	勤務先	所在地 〒

子ども

1	ふりがな 氏名	年 月 日生	2	ふりがな 氏名	年 月 日生
		親権者 父・母			親権者 父・母
3	ふりがな 氏名	年 月 日生	4	ふりがな 氏名	年 月 日生
		親権者 父・母			親権者 父・母

養育費

支払期間				金額		支払時期	
子 1	年 月 日から	□ 年 月 日まで	□ 1か月当たり 円ずつ	□ 毎月 日			
		□ 歳に達した後の3月まで	□ 年/月分 円	□ 年 月 日			
		□ まで	□ 円	□			
子 2	年 月 日から	□ 年 月 日まで	□ 1か月当たり 円ずつ	□ 每月 日			
		□ 歳に達した後の3月まで	□ 年/月分 円	□ 年 月 日			
		□ まで	□ 円	□			
子 3	年 月 日から	□ 年 月 日まで	□ 1か月当たり 円ずつ	□ 每月 日			
		□ 歳に達した後の3月まで	□ 年/月分 円	□ 年 月 日			
		□ まで	□ 円	□			
子 4	年 月 日から	□ 年 月 日まで	□ 1か月当たり 円ずつ	□ 每月 日			
		□ 歳に達した後の3月まで	□ 年/月分 円	□ 年 月 日			
		□ まで	□ 円	□			

振込先

金融機関 銀行 支店  
口座の種類 普通・当座  
口座番号  
口座の名義

その他

面会交流

面会交流の内容			面会交流の頻度		
子 1	□ 面会(宿泊なし)	□ に 回程度	□		
	□ 面会(宿泊あり)	□ に 回程度	□		
	□	□ に 回程度	□		
子 2	□ 面会(宿泊なし)	□ に 回程度	□		
	□ 面会(宿泊あり)	□ に 回程度	□		
	□	□ に 回程度	□		
子 3	□ 面会(宿泊なし)	□ に 回程度	□		
	□ 面会(宿泊あり)	□ に 回程度	□		
	□	□ に 回程度	□		
子 4	□ 面会(宿泊なし)	□ に 回程度	□		
	□ 面会(宿泊あり)	□ に 回程度	□		
	□	□ に 回程度	□		

その他(連絡方法や留意事項等を自由にお書きください)

# 子どもの養育に関する合意書（記入例）

作成日 平成31年 2月 1日

父

ふりがな	ほうむ たろう	ふりがな	みんじ はなこ
氏名	法務 太郎 印	氏名	民事 花子 印
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県△△市□□町●-▲-■ 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 メール 〇〇〇〇@〇〇.ne.jp	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県△△市■■町▲-■-● 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 メール 〇〇〇〇@〇〇.ne.jp
勤務先	名称 ○〇〇株式会社 所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県△△市●●町▲-■-●	勤務先	名称 □□□株式会社 所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県■■市□□町●-▲-■

子ども

1	ふりがな みんじ まもる 氏名 民事 まもる 親権者 父・母	平成22年 5月 1日生	2	ふりがな ほうむ あゆみ 氏名 法務 あゆみ 親権者 父・母	平成25年 8月 1日生
3	ふりがな 氏名	年 月 日生 親権者 父・母	4	ふりがな 氏名	年 月 日生 親権者 父・母

養育費

	支払期間	金額	支払時期
子1	平成31年 2月 1日から <input checked="" type="checkbox"/> 22歳に達した後の3月まで <input type="checkbox"/> 年 月 日まで	<input checked="" type="checkbox"/> 1か月当たり 5万円ずつ <input type="checkbox"/> 年/月分 円	<input checked="" type="checkbox"/> 毎月 25日 <input type="checkbox"/> 年 月 日
子2	平成31年 2月 1日から <input checked="" type="checkbox"/> 22歳に達した後の3月まで <input type="checkbox"/> 年 月 日まで	<input checked="" type="checkbox"/> 1か月当たり 5万円ずつ <input type="checkbox"/> 年/月分 円	<input checked="" type="checkbox"/> 每月 25日 <input type="checkbox"/> 年 月 日
子3	年 月 日から <input type="checkbox"/> 年に達した後の3月まで <input type="checkbox"/> 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 1か月当たり 円ずつ <input type="checkbox"/> 年/月分 円	<input type="checkbox"/> 每月 日 <input type="checkbox"/> 年 月 日
子4	年 月 日から <input type="checkbox"/> 年に達した後の3月まで <input type="checkbox"/> 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 1か月当たり 円ずつ <input type="checkbox"/> 年/月分 円	<input type="checkbox"/> 每月 日 <input type="checkbox"/> 年 月 日

振込先（子1及び子2の養育費の振込先）

金融機関 ○○銀行 △△支店  
口座の種類 普通・当座  
口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
口座の名義 ミンジハナコ

その他

子1及び子2が大学等に進学した場合の費用等の負担について、別途協議する。

面会交流

	面会交流の内容	面会交流の頻度
子1	<input checked="" type="checkbox"/> 面会（宿泊なし） <input checked="" type="checkbox"/> 面会（宿泊あり） <input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> ○か月に ○回程度 <input type="checkbox"/> に 回程度 <input type="checkbox"/> に 回程度
子2	<input checked="" type="checkbox"/> 面会（宿泊なし） <input checked="" type="checkbox"/> 面会（宿泊あり） <input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> ○か月に ○回程度 <input type="checkbox"/> に 回程度 <input type="checkbox"/> に 回程度
子3	<input type="checkbox"/> 面会（宿泊なし） <input type="checkbox"/> 面会（宿泊あり） <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ○か月に ○回程度 <input type="checkbox"/> に 回程度 <input type="checkbox"/> に 回程度
子4	<input type="checkbox"/> 面会（宿泊なし） <input type="checkbox"/> 面会（宿泊あり） <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ○か月に ○回程度 <input type="checkbox"/> に 回程度 <input type="checkbox"/> に 回程度

その他（連絡方法や留意事項等を自由にお書きください）

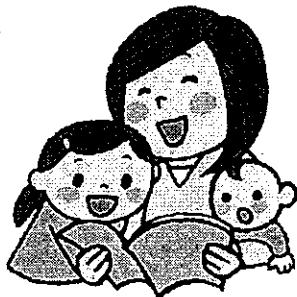
# 「養育費と面会交流についてのQ&A」

ここでは、養育費と面会交流について、よくある質問とその説明を掲載しています。養育費と面会交流の取り決めをするに当たり、よく読んでいただき、お子さんの健やかな成長のために、最適な養育費と面会交流の取り決めをするようにしてください。

## Q1 養育費とは何ですか。

**A1** 養育費とは、子どもの監護（監督・保護）や教育のために必要な費用のことをいいます。一般的には、経済的・社会的に自立していない子どもが自立する（例えば、大学等を卒業する）までに要する費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。

父母が負う子どもの養育費の支払義務（扶養義務）は、父母の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障するという強い義務であるとされています。

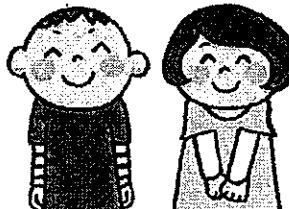


## Q2 親権者でなくとも養育費を支払わなければならないのですか。

**A2** 子どもがいる夫婦が離婚する場合には、基本的にはそのどちらかが親権者となって子どもを養育することになります。しかし、離婚によって親権者でなくなった親であっても、子どもの親であることに変わりはなく、法律上の親子関係も存続しますので、親として養育費の支払義務を負うことになります。

## Q3 養育費の取り決めをしなければ離婚することができないのですか。

**A3** 養育費の取り決めをしていなくても離婚をすることはできます。しかし、民法には、離婚の際に両親が協議で定めるべき事項として養育費の分担が定められており、養育費の取り決めをする際には子どもの利益を最も優先して考慮しなければならないと定められています。離婚という結論を出すまでには、様々なきさつや事情があり、親にとっても、それを乗り越えて新しい生活を築いていくことは大変なことですが、子どもにとっては親以上につらいことであり、子どもが両親の離婚を乗り越えて健やかに成長することができるためにも、養育費の取り決めはとても重要です。したがって、離婚をするに当たっては、可能な限り、養育費の取り決めをしておくことが望ましいといえます。



(参考) 民法第766条第1項

父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

## Q4 養育費の取り決めはどうのようにしたらよいのですか。

【A4】 まずは話し合いましょう。取り決めをする際には、養育費の支払がスムーズに行われるよう、養育費の金額、支払期間、支払時期、振込先などを具体的に決めておくとよいでしょう。また、取り決めた内容については、後日、紛争が生じないように、口約束ではなく、書面に残しておくとよいでしょう。その際には、このパンフレットに掲載されている「子どもの養育に関する合意書」を参考にしてください。

また、養育費の取り決めを公正証書(注)によってした場合には、実際に支払ってもらえない場合に強制執行の手続を利用することもできますので(詳細についてはQ10、Q11も参照してください。)、公正証書の利用も検討してみるとよいでしょう。公正証書の利用については、最寄りの公証役場にご相談ください。

(注) 公正証書に基づいて強制執行の手続を利用するには、債務者が直ちに強制執行に服する旨を陳述した執行認諾文言が公正証書に記載されていきることが必要です。

## Q5 相手が話し合いに応じてくれない場合や、話し合いがまとまらない場合は、どうしたらよいでしょうか。

【A5】 家庭裁判所の家事調停手続を利用することができます。家事調停手続は、夫婦、親子、親族などの間のもめ事について、裁判官と民間から選ばれた調停委員が間に入り、非公開の場で、それぞれから言い分をよく聞きながら、話し合いによって適切で妥当な解決を目指す手続です。

家事調停の申立ては、相手の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所にすることができます。

家事調停手続においても話し合いがまとまらなかつた場合には、家事調停手続は終了しますが、引き続き、家事審判手続に移行し、そこで必要な審理が行われた上で、審判という裁判によって結論が示されることになります(家事調停手続から家事審判手続に移行するのに新たな申立てをする必要はありません。)。

## Q6 家事調停の申立てをする場合には、どのくらいの費用や期間がかかりますか。

【A6】 養育費についての家事調停を申し立てるに当たっては、子ども1人につき1200円が必要となります(収入印紙で納めることになります。)。そのほかにも、連絡用の郵便切手が必要となります。詳細については、申立てをする家庭裁判所に問い合わせてください。

養育費に関する家事調停手続についての平均的な審理期間は、家事審判手続に移行した場合も含め、約4か月程度といわれています。

## Q7 養育費の金額はどのように決めればよいのですか。

【A7】 基本的には話し合って決めることになりますが、その際には、東京・大阪養育費等研究会が策定した「算定表」(注)が参考になります。この「算定表」は、家庭裁判所の実務においても参考にされているものです。もっとも、養育費は、個別具体的な事案に応じて決められるものですから、「算定表」が絶対的な基準というわけではありません。

この「算定表」は公表されており、東京家庭裁判所ホームページ([http://www.courts.go.jp/tokyo-f/vcms\\_if/santeihyo.pdf](http://www.courts.go.jp/tokyo-f/vcms_if/santeihyo.pdf))等で見ることができます。

(注) 東京家庭裁判所や大阪家庭裁判所の裁判官等によって立ち上げられた東京・大阪養育費等研究会が発表した「簡易迅速な養育費等の算定を目指して 養育費・婚姻費用の算定方式と算定表の提案」(判例タイムズ1111号285頁)に掲載されています。

## Q8 養育費は、子どもが未成年の間だけ支払えばよいのではないですか。

【A8】 養育費は、子どもが自ら稼働して経済的に自立することを期待することができない場合に支払われるべきものであり、その支払期間の終期は、子どもが未成年かどうかで一律に決まるものではありません。

例えば、子どもが成年に達した後であっても、大学在学中については、その子どもが自ら稼働して経済的に自立することを期待することは一般的に困難ですから、養育費の支払義務を負う場合が多いと考えられます。

養育費の支払期間の終期について取決めをするに当たっては、子どもの大学等への進学の可能性などを踏まえて、その子どもが経済的に自立することが見込まれる時期を考慮し、子どもの成長、そして自立のために十分な期間を設けておくようにしましょう。

## Q9 養育費の支払期間については、どのような定め方をすればよいですか。

A9 養育費の支払期間の終期については、その後の紛争予防の観点から、具体的に「〇年〇月〇日まで」や、大学進学を見据えて「子が22歳に達した後の3月まで」といった定め方をしましょう。

なお、成年年齢は2022年4月1日に18歳に引き下げられます。そのため、「子どもが成年に達するまで」といった定め方では、養育費の支払期間の終期について後に混乱や紛争を招くおそれがありますので、避けましょう。

## Q10 養育費の取り決めをしましたが、支払ってもらえない。どうしたらいいですか。

A10 次のとおり、①履行の確保の手続や②強制執行の手続をとることが考えられます。

### ①履行の確保の手続

養育費の分担が家事調停や家事審判等で取り決められた場合には、家庭裁判所における履行の確保の手続を利用することができます。家庭裁判所に対して申出をすると、家庭裁判所では、相手に取り決めを守るように説得したり、勧告したりします。この手続には費用はかかりませんが、相手が勧告に応じない場合に、この手続の中で養育費の支払を強制することはできません。

### ②強制執行の手続

養育費の分担が公正証書、家事調停及び家事審判等で取り決められた場合には、強制執行の手続を利用することができます(詳細については、Q11を参照してください。)。

これに対し、養育費の分担がそれ以外の方法で取り決められた場合には、直ちに強制執行の手続を利用することはできません。したがって、口頭で取り決めた場合はもちろん、文書で取り決めた場合でも、公正証書、調停調書、審判書等の法律で定められた文書(債務主義となる文書)に当たらない場合(掲載されている「子どもの養育に関する合意書」によって取り決めた場合も同様

です。)には、改めて、公正証書を作成するか、家庭裁判所に家事調停等の申立てをすること等が必要となります。

## Q11 家庭裁判所の家事調停手続で養育費の取り決めをしたもの、相手が決められたとおりに支払ってくれないので、強制執行を考えているのですが、強制執行の手続がよくわかりません。

A11 養育費の分担が公正証書、家事調停又は家事審判等によって取り決められた場合には、地方裁判所に対して強制執行の申立てをすることができます。

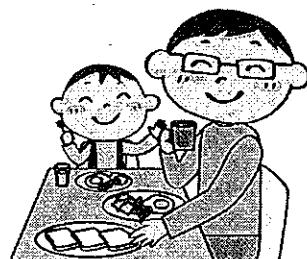
例えば、相手が仕事をしていて給料をもらっている場合には、直接強制(相手の財産を差し押さえて、その財産の中から支払を受けるための手続)として、その給料のうち、2分の1に相当する部分までを差し押さえることができます。なお、未払いの養育費があれば、その分だけに限らず、将来の養育費分として将来の給与を差し押さえることができます。

## Q12 一度取り決めた養育費の額を変更することはできますか。

A12 養育費の額を取り決めた後にお互いの経済状況や生活状況が変化するなどした場合には、一度取り決めた養育費の額を変更することができることがあります。その方法としては、当事者間の話し合いによる方法のほか、家事調停や家事審判による方法があります。

## Q13 面会交流に応じなければ、養育費を支払ってもらえないのですか。

A13 そのようなことはありません。養育費の支払と面会交流とは別問題ですので、面会交流に応じなければ養育費を支払ってもらえないということにはなりませんし、養育費を支払わなければ面会交流をすることができないというわけではありません。しかし、どちらも子どもの利益を最も優先して考慮しなければならないものですので、養育費の支払と面会交流の実施のどちらの場面においても子どもの幸せを第一に考えましょう。



## Q14 面会交流とは何ですか。

A14 面会交流とは、子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することをいいます。

## Q15 面会交流に応じなければならないのですか。

A15 面会交流は、子どものためのものであり、面会交流の取り決めをする際には、子どもの利益を最も優先して考慮しなければなりません。

面会交流を円滑に行い、子どもがどちらの親からも愛されていることを実感し、それぞれと温かく、信頼できる親子関係を築いていくためには、父母それぞれの理解と協力が必要です。夫婦としては離婚（別居）することになったとしても、子どもにとっては、どちらも、かけがえのないお父さんでありお母さんであることに変わりはありませんから、夫と妻という関係から子どもの父と母という立場に気持ちを切り替え、親として子どものために協力していくことが必要です。

なお、相手からDV被害を受けるおそれがあるなど、面会交流をすることが子どもの最善の利益に反する場合には、以上の点は当てはまりません。

## Q16 面会交流の取り決めをしなければ離婚することができないのですか。

A16 面会交流の取り決めをしていなくても離婚することはできます。しかし、民法には、離婚の際に両親が協議で定めるべき事項として面会交流が定められており、面会交流の取り決めをする際には子どもの利益を最も優先して考慮しなければならないと定められています。離婚という結論を出すまでには、様々なきさつや事情があり、親にとっても、それを乗り越えて新しい生活を築いていくことは大変なことですが、それは、子どもにとっ

ても同じことであり、子どもが両親の離婚を乗り越えて健やかに成長することができるためにも、子どもの利益を最も優先して考えなければなりません。したがって、離婚をするに当たっては、可能な限り、面会交流の取り決めをしておくことが望ましいといえます。

## Q17 面会交流の取り決めはどのようにしたらよいのですか。

A17 まずは話し合いましょう。取り決めをする際には、面会交流がスムーズに行われるよう、面会交流の内容、頻度などを決めておくとよいでしょう。また、取り決めた内容については、後日、紛争が生じないように、口約束ではなく、書面に残しておくとよいでしょう。その際には、このパンフレットに掲載されている「子どもの養育に関する合意書」を参考にしてください。

## Q18 面会交流の内容や頻度については、どのように取り決めたらよいのですか。

A18 面会交流は、子どものためのものであり、面会交流の取り決めをする際には、子どもの利益を最も優先して考慮しなければなりません。したがって、面会交流の内容や頻度については、子どもが安心して面会交流を楽しめるように、子どもの年齢や健康状態、生活状況等を考えながら無理のないように決めることが大切です。

子どもにとって望ましい面会交流を行うためには、父母双方の協力が欠かせません。夫と妻という関係から子どもの父と母という立場に気持ちを切り替え、子どもの親同士というパートナーとして協力しましょう。

また、面会交流は、長い年月にわたって行われるもので、時間の経過とともにお子さんは成長し、養育環境も変化します。取り決めを守つて安定した交流を行うことに加え、状況に応じてお互いに話し合い、協力し合いながら、子どもにとって最もよい面会交流を行っていくことが大切です。

**Q19** 相手が話し合いに応じてくれない場合や、話し合いがまとまらない場合は、どうしたらよいでしょうか。

**A19** 家庭裁判所の家事調停手続を利用することができます。家事調停手続は、夫婦、親子、親族などの間のもめ事について、裁判官と民間から選ばれた調停委員が間に入り、非公開の場で、それぞれから言い分をよく聴きながら、話し合いによって適切で妥当な解決を目指す手続です。

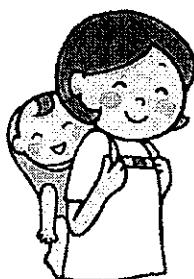
家事調停の申立ては、相手の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所にすることになります。

家事調停手続においても話し合いがまとまらなかった場合には、家事調停手続は終了しますが、引き続き、家事審判手続に移行し、そこで必要な審理が行われた上で、審判という裁判によって結論が示されることになります（家事調停手続から家事審判手続に移行するのに新たな申立てをすることは必要ありません。）。

**Q20** 家事調停の申立てをする場合には、どの程度の費用や期間がかかりますか。

**A20** 面会交流についての家事調停を申し立てるに当たっては、子ども1人につき1200円が必要となります（収入印紙で納めることになります。）。そのほかにも、連絡用の郵便切手が必要となります。詳細については、申立てをする家庭裁判所に問い合わせてください。

面会交流に関する家事調停手続についての平均的な審理期間は、家事審判手続に移行した場合も含め、約8か月程度といわれています。



**Q21** 面会交流の取り決めをしましたが、相手が応じてくれません。どうしたらいいですか。

**A21** 子どもにとって望ましい面会交流を行うためには、父母双方の協力が欠かせませんので、可能であれば、もう一度、話し合いをしましょう。その際には、家庭裁判所の家事調停手続を利用することができます（既に家庭裁判所の家事調停手続を利用している場合であっても、再度、面会交流の内容等を決め直すこともできます。）。

また、家事調停や家事審判等で面会交流の取り決めがされている場合には、家庭裁判所における履行の確保の手続を利用するすることができます。家庭裁判所に対して申出をすると、家庭裁判所では、相手に取り決めを守るように説得したり、勧告したりします。この手続には費用はかかりませんが、相手が勧告に応じない場合には、この手続の中で面会交流の実施を強制することはできません。

さらに、家事調停や家事審判等で面会交流の日時等を具体的に特定した取り決めがされている場合（注）には、強制執行として、間接強制（一定の期間内に履行しない場合に間接強制金を課すこと）で義務者に心理的圧迫を加え、自発的な面会交流の実施を促す手続）を利用することができます。

（注）最高裁平成25年3月28日決定によると、「調停調書に面会交流の日時又は頻度、各回の面会交流時間の長さ、子の引渡しの方法等が具体的に定められているなど監護親がすべき給付の特定に欠けるところがないといえるときは、間接強制を許さない旨の合意が存在するなどの特段の事情がない限り、上記調停調書に基づき監護親に対し間接強制決定をできることが解する」こととされています。間接強制をするために、どの程度まで面会交流の内容を特定すればよいのかについては、弁護士等の専門家に相談するとよいでしょう。

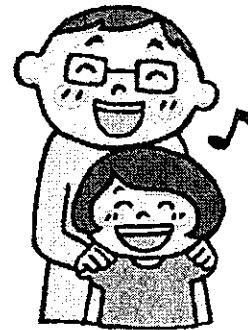
**Q22 養育費や面会交流についてもっと詳しく知りたいのですが、どこに相談に行けばいいですか。**

**A22** 地方公共団体によっては、相談窓口を設置したり、無料法律相談等を行ったりしているところがありますので、まずは、各地方公共団体に聞いてみるとよいでしょう。

また、養育費相談支援センターにおいても養育費や面会交流についての相談に応じていますし、この他全国に母子家庭等就業・自立支援センターが設置されており、そこでも養育費や面会交流についての相談に応じている所があります。

裁判手続や強制執行手続等の法律的な問題について相談したい場合には、日本司法支援センター(法テラス)に相談してみるとよいでしょう。

さらに、家事調停の申立て等をお考えであれば、必要な書類等の手続面について、各家庭裁判所に問い合わせることもできます。



○ **養育費相談支援センター**

<http://www.youikuhi-soudan.jp/index.html>

フリーダイヤル 0120-965-419

(携帯電話等からは 03-3980-4108)

info@youikuhi.or.jp (E-mail)

○ **母子家庭等就業・自立支援センター（厚生労働省ホームページ）**

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062967.html>

※ 全国の母子家庭等就業・自立支援センターの事業実施先を調べることができます。

○ **日本司法支援センター(法テラス)**

<http://www.houterasu.or.jp/>

法テラス・サポートダイヤル 0570-078374

(IP電話からは 03-6745-5600)

○ **日本公証人連合会（公正証書について）**

<http://www.koshonin.gr.jp>

※ 全国の公証役場の所在地等を調べるとともに、公正証書の作成などに準備する資料・手数料等の情報が掲載されています。

○ **裁判所ホームページ**

<http://www.courts.go.jp/>

※ 全国の家庭裁判所の所在地等を調べるとともに、家事調停手続等の申立書等入手することができます。

# 「養育費」と「面会交流」の関係について

「養育費」は子どもの生活を支えるもの、「面会交流」は子どもの健やかな成長を願って行うもので、どちらも子どもにとって必要なものです。

離婚をする際には、できる限り、お子さんのために「養育費」と「面会交流」の取り決めをするようにしてください。

## 民法(明治29年法律第39号)

(離婚後の子の監護に関する事項の定め等)

第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、又は母と子どもの面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

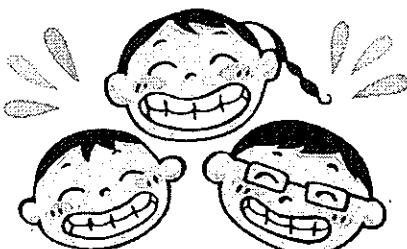
2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所か、同項の事項を定める。

3~4(略)

## 問い合わせ先

### ○ 法的トラブルについてのお問い合わせは

日本司法支援センター(法テラス)  
<http://www.houterasu.or.jp/>  
おなやみなし  
法テラス・サポートダイヤル 0570-078374  
(IP電話からは 03-6745-5600)



### ○ 養育費については

養育費相談支援センター  
フリーダイヤル 0120-965-419  
(携帯電話等からは 03-3980-4108)  
[info@youikuhi.or.jp](mailto:info@youikuhi.or.jp) (E-mail)  
<http://www.youikuhi-soudan.jp/index.html>  
または、最寄りの母子家庭等就業・自立支援センター  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062967.html>

### ○ 公正証書については

日本公証人連合会(公正証書について)  
<http://www.koshonin.gr.jp>

### ○ 申立てを行うための手続、必要書類、費用等については

最寄りの家庭裁判所  
<http://www.courts.jp>

### ○ ひとり親家庭支援施策全般については、お近くの自治体まで

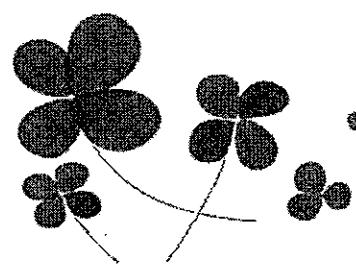
法務省民事局参事官室

TEL 03-3580-4111

<http://www.moj.go.jp>

# 女性弁護士による無料法律相談

- ・離婚したいけどどうしたらよいの？
- ・養育費や財産分与について知りたい
- ・相続について知りたい
- ・離婚をしたが養育費を払ってもらえない
- ・相手が離婚に応じてくれない
- ・親権をおたがい譲らない
- ・子どもに合わせてもらえない などなど



離婚を考えている方、ひとり親家庭の親または寡婦の方を対象に、無料で法律相談を実施しています。予約制ですので、まずは該当の母子・父子福祉センターにお電話ください。相談員がお話を伺います。

電話受付時間 平日 月～金曜日 午前9時～午後5時

## ○東部中央 母子・父子福祉センター ☎048-737-2139

(行田市・加須市・春日部市・羽生市・鴻巣市・上尾市・草加市・蕨市・戸田市・桶川市・久喜市・北本市・八潮市・三郷市・蓮田市・幸手市・吉川市・白岡市・伊奈町・宮代町・杉戸町・松伏町)

## ○西部 母子・父子福祉センター ☎049-283-7991

(所沢市・飯能市・東松山市・狭山市・入間市・朝霞市・志木市・和光市・新座市・富士見市・坂戸市・鶴ヶ島市・日高市・ふじみ野市・三芳町・毛呂山町・越生町・滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・鳩山町・ときがわ町・東秩父村)

## ○北部 母子・父子福祉センター ☎0495-22-0104

(熊谷市・本庄市・深谷市・美里町・神川町・上里町・寄居町)

## ○秩父 母子・父子福祉センター ☎0494-22-6237

(秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町)

次の市については独自で開催している法律相談をご利用ください。

○さいたま市にお住まいの方はさいたま市子育て支援政策課 ☎048-829-1948

○川越市にお住まいの方は川越市こども安全課 ☎049-224-5821

○越谷市にお住まいの方は越谷市子育て支援課 ☎048-963-9172

○川口市にお住まいの方は川口市子ども育成課 ☎048-271-9441

お問い合わせは、埼玉県母子寡婦福祉連合会まで

☎048-822-1951

日程は裏面へ

## 平成31年度 法律相談の日程

時間：13:30～16:00 (一人当たり40分間)

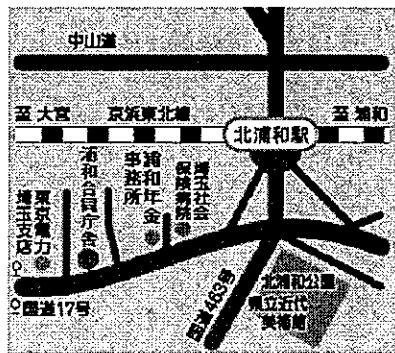
費用：無料 ※予約制

NO	日 程	会 場	
1	4月17日(水)	埼玉県浦和合同庁舎	北浦和駅西口徒歩10分
2	5月15日(水)	埼玉県浦和合同庁舎	北浦和駅西口徒歩10分
3	6月19日(水)	東部中央福祉事務所	春日部駅西口バス
4	7月 3日(水)	埼玉県浦和合同庁舎	北浦和駅西口徒歩10分
5	7月17日(水)	埼玉県浦和合同庁舎	北浦和駅西口徒歩10分
6	8月 7日(水)	埼玉県浦和合同庁舎	北浦和駅西口徒歩10分
7	9月 4日(水)	埼玉県浦和合同庁舎	北浦和駅西口徒歩10分
8	9月18日(水)	埼玉県浦和合同庁舎	北浦和駅西口徒歩10分
9	10月 2日(水)	ウェスタ川越	川越駅西口徒歩約5分
10	10月16日(水)	埼玉県浦和合同庁舎	北浦和駅西口徒歩10分
11	11月 6日(水)	埼玉県浦和合同庁舎	北浦和駅西口徒歩10分
12	11月20日(水)	埼玉県浦和合同庁舎	北浦和駅西口徒歩10分
13	12月 4日(水)	埼玉県浦和合同庁舎	北浦和駅西口徒歩10分
14	12月18日(水)	埼玉県浦和合同庁舎	北浦和駅西口徒歩10分
15	1月15日(水)	埼玉県浦和合同庁舎	北浦和駅西口徒歩10分
16	2月 5日(水)	埼玉県浦和合同庁舎	北浦和駅西口徒歩10分
17	2月19日(水)	埼玉県浦和合同庁舎	北浦和駅西口徒歩10分
18	3月18日(水)	埼玉県浦和合同庁舎	北浦和駅西口徒歩10分

### 会場地図

埼玉県浦和合同庁舎  
埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5

東部中央福祉事務所  
埼玉県春日部市大沼1-7-6  
埼玉県春日部地方庁舎1階



ウェスタ川越  
川越市新宿町1丁目17



## 学校と連携した放課後児童クラブ運営事例

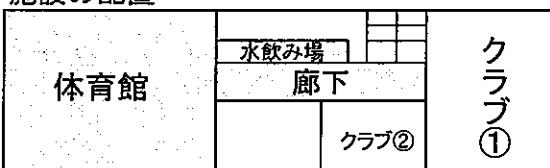
### 事例1 【三郷市】学校施設を活用した放課後児童クラブの運営

設置場所 小学校内(3支援単位)

連携内容 学校の協力により、体育館をクラブに開放。クラブの児童が自由に使用できる。  
※クラブ児童の約半数ずつ、指導員の見守りのもと遊んでいる。

#### 施設の配置

※階段は使用不可



#### クラブ概要(2019年5月現在)

平成9年4月開設	3支援単位で運営
利用定員	支援単位① 61人
	支援単位② 25人
	支援単位③ 36人 ※別棟に設置

### 事例2 【川口市】学校施設を活用した放課後児童クラブの運営

クラブ 市内クラブ(公設民営で株式会社やNPO、社会福祉協議会等が運営)

設置場所 学校敷地内専用施設又は学校の余裕教室

連携内容 利用希望児童数が増加した場合、学校教室を放課後のみ使用することで受入枠を広げる取組を実施

連携の効果 特に利用希望の多い年度前半や夏休みのみ借用し、2学期以降は必要に応じて規模を縮小させるなどフレキシブルな運営が可能。  
大きな整備は不要だが、警備の外付けや外から出入りできるよう鍵を付けるなどの対応が必要となる。

#### 市内クラブ概要(2019年5月現在)

市内クラブ数	129支援単位
設置場所	学校敷地内専用 43
	余裕教室 84
	その他 2
登録児童数	計5,499人

### 事例3 【白岡市】教室を活用して春休み中の児童受入れを拡大

クラブ名 市内3クラブ(指定管理で株式会社が運営)

設置場所 学校敷地内専用施設又は学校の余裕教室

連携内容 通常の教室を一時的に借りて、春休み期間のみ追加で児童を受入れ  
学校長の協力を得て実施

連携の効果 長期休業期間の一時的な利用ニーズに対応

#### 市内クラブ概要(2019年5月現在)

市内クラブ数	9支援単位
設置場所	学校敷地内専用 7
	余裕教室 2
登録児童数	計511人

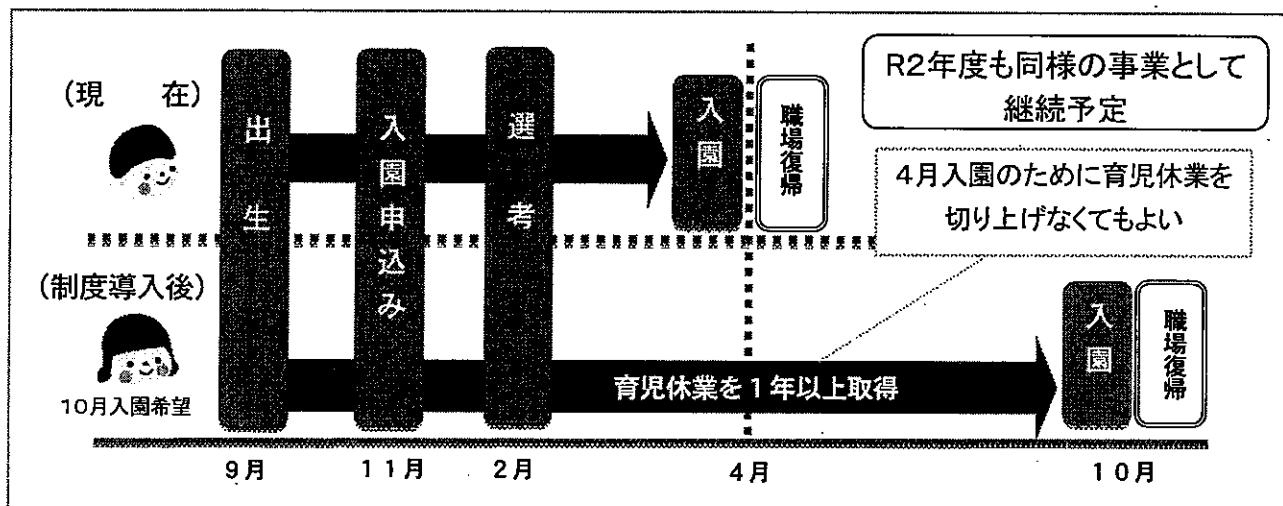
## 保育利用支援事業（希望時期入園制度）

### 1 目的

保育所等への入園を優先させるために育児休業を早く切り上げざるを得ない現状に鑑み、育児休業を切り上げることなく家庭で子育てできる環境を整備する。

### 2 事業概要

保護者が希望する時期（育児休業復帰時）に入園できる仕組みを導入する市町村に対し、保育所の受入に必要な体制整備に係る費用を支援する。



補助メニュー	内容	対象経費	子育て安心プラン	補助率	補助額
体制整備補助 (1園あたり3年間)	希望時期入園制度の導入・運営に必要な経費を補助する。 (保育士・コンシェルジュ人件費、備品、消耗品、予約制導入に係る経費について広く対象とする。)	報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	参加市町村 (国事業上乗せ) 国1／2、県1／4、市町村1／4	国1／2、県1／4、市町村1／4	2,406,000円 (年額)
			不参加市町村 (県単独事業)	県1／2、市町村1／2	2,406,000円 (年額)

### 【参考】先行自治体の声

- ・ 県民の方、保育の現場ともに歓迎の声が大きい。
- ・ 本来は4月に育児休業を切り上げて入所する方が予約するため、選外になった方からも不満の声は聞こえてこない。
- ・ 特に現場の保育所がとても喜んでいた。保育人材の確保が困難な中で4月に0歳児が集中しないことは職員の負担軽減につながる。
- ・ 待機児童にかかわらず、導入できる制度。他の市町村にも導入を勧めたい。



# 令和元年度に新卒保育士の内定をする ～保育事業者の皆様へ～

## 埼玉県新卒保育士

## 就職準備金貸付のご案内

《貸付人数》  
**500名**  
※先着順

埼玉県では、令和元年度中に新卒保育士に対して採用の内定をする県内の保育所等の施設を運営する事業者に対し、内定した新卒保育士の「就職準備金」を無利子でお貸しします。

この制度は、採用した新卒保育士が2年間保育士として就業継続した場合、借りた資金の全額が返済不要となります。

### ◆貸付対象◆

次の①～④の全てを満たす保育事業者が対象です。

《事業者への貸付額》  
新卒保育士1人当たり  
**20万円**※

※市町村負担が無い場合は  
15万円となります

①	令和元年度に新卒保育士（※1）に対して採用の内定をする埼玉県内の保育所等（※2）の施設を運営する法人等であること。
②	「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日付け三府省連通知）に定めるキャリアパス要件を満たしていること。 ※ただし、児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設は除く。
③	都道府県知事の指定する保育士の養成施設の実習生を受け入れていること又は実習生を受け入れる見込みであること。
④	新卒保育士に対して200,000円を一括して、貸付金が交付された月の翌月末までに給付又は貸付することに同意すること。

※1 新卒保育士

常勤保育士（1日6時間以上かつ月20日以上の勤務）であり、次の①②のいずれかに該当すること。

①令和元年度中に養成施設を卒業した者又は卒業見込みの者。

②令和元年度中に保育士試験に合格し、保育士証の交付を受けた者又は交付見込みの者。

※2 保育所等

県及び市町村以外のものが運営する認可保育所、認定こども園、小規模保育事業A型・B型、事業所内保育事業、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設

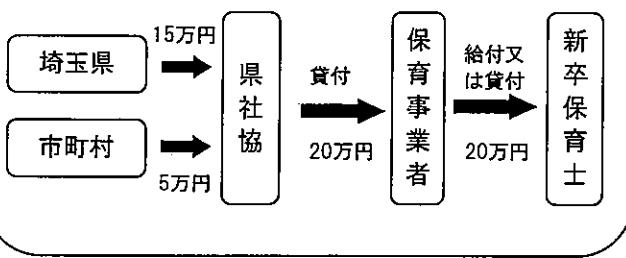
社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 生活支援部資金課

問い合わせ先：TEL 048-822-1192

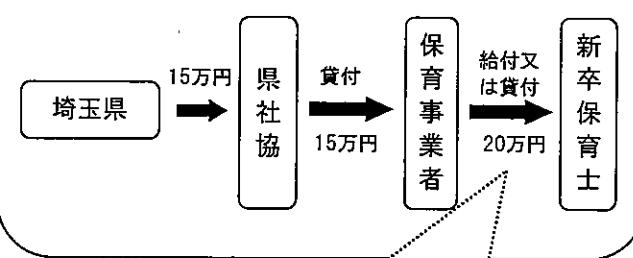
HP <https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/>

## ◆貸付金の交付について◆

### <市町村の負担がある場合>



### <市町村の負担がない場合>



県社協からの貸付金 15万円  
+ 保育事業者の負担金 5万円

※市町村負担分50,000円が無い場合、県社協からの貸付額は150,000円となります。その場合、新卒保育士に就職準備金を支給する際に保育事業者が50,000円を負担し、200,000円にして新卒保育士に給付又は貸付をする必要があります。

※市町村負担の有無については、令和2年2月頃に決定予定です（負担のある市町村でも、市町村が負担できる人数より申請者数が上回る場合は、事業者負担となる可能性があります）。

## ◆返還免除の要件◆

新卒保育士が、採用された保育所等が所在する市町村の区域内において、貸付を受けた保育事業者の運営する保育所等で児童の保護等に2年間引き続き従事した場合。

※人事異動により、新卒保育士が採用された保育所等が所在する市町村の区域以外の保育所等に勤務した場合、業務従事期間（2年間）には算入できません。

## ◆申請方法◆

必要書類を揃え、申請期間内に下記に御提出ください。

実施要領等の必要書類は  
本会ホームページからダウンロードできます。

**申請期間：令和元年9月20日（金）～令和2年1月17日（金）**

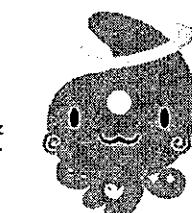
※ただし、貸付人数500名（先着順）に達した時点で受付は終了となります。

※受付状況は、隨時本会ホームページで御案内します。

保育所等の種別	申請先
認可保育所、認定こども園、 小規模保育事業A型・B型、事業所内保育事業	保育所等が所在する市町村保育担当課
児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設	埼玉県福祉部こども安全課

## ◆留意事項◆

- 新卒保育士が、退職等により返還免除の要件を満たさない場合は、借入れた資金の返還が生じます。
- 貸付には審査があります。審査の結果により貸付ができない場合があります。



埼玉県社協マスコット  
「シャキたまくん」

## 病児保育事業について

埼玉県福祉部少子政策課  
施設運営・人材確保担当

### ○県内実施状況

40市町 96施設（H31.4.1現在）にて実施

	病児	病後児	体調不良	合計
保育所等	13	18	31	62
病院・診療所	26	1	0	27
その他	3	3	1	7
合計	42	22	32	96

⇒病児対応型のない市町村：38市町村

### ○取組の方向性（案）

- ・病児対応型の病児保育施設の整備促進
- ・広域化や送迎システムの活用などセーフティネットの構築

### ○実態調査

県内の病児保育事業者（病児対応型）に対して実態調査を実施

子家発 0801 第 3 号  
令和元年 8 月 1 日

都道府県  
各 指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長  
(公印省略)

要保護児童対策地域協議会構成員への参画について（依頼）

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

こうした中、虐待を受けている子どもをはじめ、要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）においては、関係機関で子どもとその家族に関する情報や支援方針を共有し、適切な連携の下で対応していくこととしている。

要対協の構成員については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 25 条の 2 第 1 項に規定する「関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者」とされており、具体的に想定される構成員について「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」（平成 17 年 2 月 25 日付け雇児発 0225001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）でお示ししているところである。しかしながら、個々のケースへの対応について、関係機関の連携が十分でなく、深刻な事態に至ったケースも見受けられることから、要対協による関係機関の協力・連携を徹底する必要がある。

とりわけ、児童相談所、教育委員会及び警察は、児童虐待の通告、早期発見、早期対応等に関与する機会が多い公的機関であり、要対協を構成する主たる機関であること、また、配偶者暴力相談支援センターや福祉事務所は、児童虐待の特性と DV の特性が相互に重複して発生することを踏まえて参画が求められる機関であることから、各自治体におかれましては、下記の点に留意の上、これら機関には必ず参画いただくよう速やかな調整をお願いする。

また、都道府県におかれでは、本通知の内容を了知いただくとともに、管内市町村（指定都市・中核市を除く。）に対して周知していただきたい。

なお、本通知に関しては、警察庁生活安全局、内閣府男女共同参画局及び文部科学省初等中等教育局と協議済であることを申し添える。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

## 記

### 1. 児童相談所、教育委員会及び警察における要対協への参画について

現在、市町村に設置された多くの要保護児童対策地域協議会において、児童相談所、教育委員会及び警察署等が構成員として参画しているが、児童相談所、教育委員会及び警察署等が要対協の構成員となっていない自治体においては、これら機関が必ず構成員となるよう速やかに調整を行うこと。

#### （1）児童相談所

児童相談所は、児童福祉の中核的な専門機関として、市町村における要対協の設置や運営を支援するなど、関係機関等の連携に基づく地域援助活動の展開において、市町村とともに中心的な役割を果たすことが求められている。

また、要対協は、施設から一時的に帰宅した子どもや施設を退所した子どもに対する支援に積極的に取り組むことが期待されているが、その際、施設入所している子どもの養育状況等を適宜把握する児童相談所と連携を図ることが重要である。さらに、要対協の重要な構成員として、会議の進行に際しては助言者としての役割を求められることも多い。これらのことから、児童相談所に対し、要対協に必ず参画し、運営が適切に行われ、支援が円滑に進むよう速やかに調整を行うこと。

#### （2）教育委員会

教育委員会は、教職員を通じて児童虐待を発見しやすい立場にあることから、虐待を受けたと思われる要保護児童の通告が早期に図られるよう、日頃から市町村や児童相談所との連携を十分図っておくことが求められる機関である。

また、不就学（※）であり、関係機関も含め、目視による確認が取れない子どもについては、要対協での情報共有を通じて、市町村と連携・協力して、児童の所在確認をすることが求められることも多い。このため、教

育委員会に対し、要対協に必ず参画するよう速やかに調整を行うこと。

なお、要対協への参画については、教育委員会のほか、小学校、中学校等の代表者の参画が望まれるが、市町村の規模や関係機関の多寡によっては、代表者会議や実務者会議に教育委員会が出席し、会議において提供された情報を必要に応じて教育委員会から関係する全ての小学校、中学校等に周知することとしつつ、個別ケース検討会議には、教育委員会に加え、検討対象となるケースに直接関係する学校等の関係者を参画させるといった手法も考えられる。

- ※ 就学義務の免除又は猶予を受けている児童
- ※ 1年以上居所不明のため、学齢簿の編製上、就学義務の免除又は猶予を受けている者と同様に、別に編製されている簿冊に記載（記録）されている児童
- ※ 病気や経済的理由、不登校、家庭の事情等により長期欠席している児童

### (3) 警察

警察は、110番通報等に基づき児童虐待事案対応に携わる機会が多く、市町村や児童相談所等の関係機関と連携しながら子どもの安全確認、保護を行う機関である。

また、居所不明児童等であり、関係機関も含め、目視による確認が取れない子どもについては、要対協での情報共有や行方不明者届等の受理を通じて、市町村と連携・協力して、児童の所在確認をすることが求められることも多い。このため、関係する警察署等に対し、要対協に必ず参画するよう速やかに調整を行うこと。

## 2. 配偶者暴力相談支援センター及び福祉事務所の要対協への参画について

本年6月に公布された「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」において、DV対策との連携強化のため、配偶者暴力相談支援センター及び福祉事務所が連携強化すべき関係機関として明記された。

児童虐待とDVの特性や、これらが相互に重複して発生していることを踏まえ、要対協の活用などにより、児童相談所と配偶者暴力相談支援センター及び福祉事務所の連携協力を更に強化し、個々の事案について、それぞれの立場で考え得る対応を積極的に共有し、適切に対処することが求められている。このため、配偶者暴力相談支援センター及び福祉事務所を設置する市町村においては、これら機関が要対協に必ず参画するよう速やかに調整を行うこと。